

第36回鴨川府民会議

第1 日時 平成28年12月20日（火）午後1時30分から午後4時15分まで

第2 場所 京都府公館 レセプションホール

第3 出席者

【公募、有識者メンバー】

金田章裕（座長）、川崎雅史（副座長）、井上和彦、久保明彦、小辻寿規、小林明音、小林慧人、澤健次、杉江貞昭、田中真澄、土屋義信、土居好江、戸田圭一、中村桂子、新川達郎、二條雅荘、野崎隆史、早川八須彦、藤井小十郎、柁木良子、宮下勲、森井一彦、山中香奈（座長・副座長以外五十音順）

【行政メンバー】

京都市：渡辺大介（建設局土木管理部河川整備課長）

京都府：川嶋淳一（京都土木事務所長）

【事務局（京都府）】

北野俊博（建設交通部河川課鴨川条例担当課長）ほか

【事例説明者】

国土交通省：寺内雅晃（近畿地方整備局淀川河川事務所副所長）

【一般傍聴 0名】

【報道機関 1社】

〔午後 1時30分 開会〕

1 開 会

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

それでは、定刻になりましたので、第36回鴨川府民会議を開催させていただきます。

本日は、皆様お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます、鴨川条例担当課長の北野でございます。よろしく申し上げます。

本日は、日本放送協会京都放送局長の柏直樹様と公募の北野大輔様、公募の西山直美様、京都新聞の森実賢広様はご都合によりご欠席でございます。また、新川達郎先生は所用でおくれられると伺っております。

次に、本日はまず、議題1、鴨川条例の見直しについてで事例報告をいただく国土交

通省近畿地方整備局淀川河川事務所水辺副所長の寺内雅晃様でございます。

○寺内（淀川河川事務所水辺副所長）

こんにちは。寺内でございます。よろしくお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

また、議題2、鴨川の土砂堆積についてでご講演いただき、鴨川府民会議のメンバーでもありますけれども、京都府森林組合連合会、森井一彦様でございます。お忙しい中、ご講演ありがとうございます。

最後に、本日出席の行政メンバーを紹介いたします。

私の一番右なんですけれども、京都市建設局土木管理部河川整備課課長の渡辺大介様でございます。

○渡辺（京都市建設局土木管理部河川整備課長）

渡辺です。よろしくお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

その横が、京都府土木事務所長の川嶋淳一でございます。

○川嶋（京都府京都土木事務所長）

川嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

そのほか、関係職員が出席しております。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。本日は、資料といたしまして、一番上に次第、その次に出席者名簿。裏面が配席図になっているものでございます。それと、前回の結果についてということで、裏面が鴨川条例の見直しの論点となっているものでございます。それと、資料1-1と1-2、資料ナンバーはありませんけど、西中島地区BBQゴミ回収有料化試行報告書、それと資料2-1、1枚物でございます。資料2-2、資料3、それと、資料ナンバーはございませんけれども、次に勧進橋フェスタ2016と赤字で上のほうに書いている資料がございます。次、右上に資料4、A3で、一般社団法人の鴨川流域ネットワークの設立記念祝賀会の次第、あと回収資料といたしまして、表裏、10月13日と11月21日の京都新聞の記事を準備してございます。回収資料として右肩に記載されているもの以外に、お手元に青インデックスが1から11までついている鴨川条例セットというものがございます。資料がちょっと多うございますけれども、よろしくお願いいたします。

なお、回収資料はお持ち帰りいただくことなく、会議終了後、机の上に置いたままでお願いします。

それ以外に、1つ目は、これは京都国道事務所さんが「京都 橋のある暮らし」ということで、五条大橋と橋の歴史とか、橋を守ったり、橋を大切に使ったりするような地図でわかりやすくつくっていただいたパンフレット、私どものほうにいただきましたので、ご紹介させていただきます。

それと、鴨川条例の見直しの議題の中にも出てきますけど、日本鳥類保護連盟さんから「野鳥の生き物は自然の中で」ということで、このパンフレット、また議題にも出てくるかもしれませんが、配付しておりますので、よろしくをお願いします。

会議の途中でも、資料がもしご不足であればお手を挙げていただきましたらすぐ事務局が対応させていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、金田座長、よろしくをお願いします。

○金田座長

それでは、早速始めたいところですが、開始の前に一言お礼を申し上げたいと思います。

11月20日に一般社団法人鴨川流域ネットワーク設立記念祝賀会を開かせていただきました。一般社団法人鴨川流域ネットワークはこの鴨川府民会議の提案に基づいてできたものでございますけれども、私も、それから川崎副座長、その横の戸田先生、杉江委員、まだお見えではないですけど、新川先生、そして北野担当課長、6名が役員に名を連ねております。それから、当日はそのほかに、この府民会議の藤井様、小辻様、土屋様、土居様、野崎様、森井様、澤様、桎木様にもご臨席いただきました。府民会議を始める前に、一言お礼を申し上げておきたいと思います。どうもありがとうございました。

2 議 事

(1) 鴨川条例の見直しについて

○金田座長

それでは、早速でございますが、本日は議事が次第にありますように4件準備されております。それで、順番に進めたいと思いますけれども、いつものとおり予定は16時を目指しております。どうぞよろしくお願いたします。

それではまず、議事の1でございます。鴨川条例の見直しについてです。河川課の北野課長から願いたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

鴨川条例担当課長の北野でございます。座らせていただいて、失礼して説明させていただきます。

それでは、お手元の資料の上から3枚目でございますけど、まず第35回鴨川府民会議の結果についてという資料をご用意ください。前回の結果、まとめでありますけれども、1点目として鴨川会議で今後議論する項目についてということで、次の3点について今後議論することで了承ということで、1点目が鴨川四季の日に開催するイベントの充実等、鴨川がより親しまれる方策について。2点目が、議題に題している鴨川条例の見直しについてということで、9月7日では「次回は」と書いてありますけど、今回、国土交通省の淀川河川事務所から寺内副所長に来ていただいて事例を報告いただくと。3点目が鴨川の土砂堆積についてということで、森林の荒廃ということで、森林組合連合会の森井専務理事からご講演いただくということで、今回、お二方に来ていただきまして、それぞれお話をさせていただきます。

2点目に、鴨川四季の日についてということで、後から資料3で出てきますが、勸進橋フェスタ2016の後援についてということで、10月15日に開催したことを報告と。次、鴨川拠点整備（勸進橋～水鶏橋）の愛称募集についてということで、1週間前に皆さんにもご意見をいただきましたけど、集計結果を報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。鴨川納涼2016の開催中の鴨川沿いのごみ散乱報道についてということで、監視カメラを置く等、ごみを投棄することは悪いという自覚が芽生えると投棄者に思わせるよい方法はないとか等の意見が出たと。

あと、鴨川ふれあい空間のアンケート結果についてと、一般社団法人鴨川流域ネットワークが9月1日に設立したということをお前回やらせていただきました。

裏をめくっていただきまして、今回、鴨川府民会議での鴨川条例の見直しの論点といひますか、事項なんですけど、6点ございまして、1つ目は快適な利用の確保、2つ目が森林・自然生態系の位置づけについて、3つ目が良好な河川環境の保全（鴨川環境保全区域）について、4つ目が、同様に良好な河川環境の保全（良好な景観の形成）と。5番目に、府民協働の推進について、最後に罰則規定について、この6項目の論点といひるか事項がありますけれども、今回は1番と2番についてご議論いただくということでございまして。

次に、その次の資料1-1をお手元にご用意ください。

鴨川府民会議での条例の見直しの論点ということで、先ほど申し上げた1番目の快適な利用の確保、これにつきましては前回も説明いたしましたけれども、現状、自動車等の乗り入れの禁止、自転車等の放置の禁止、打ち上げ花火等の使用の禁止、落書きの禁止、バーベキューの禁止ということで、これについて鴨川条例、大きな成果が上がっているということで、それぞれ20年度と27年度を比較して指導件数を表示してあります。

次、課題でございますけれども、まず、現状の規制区域の見直しと現状の規制行為の見直しということで2つ課題を掲げておりまして、バーベキューの規制区域の見直し、ご意見が今まで出た中には、全面禁止にすべきという意見と全面禁止は反対という意見があります。あと、規制ばかりでなくてバーベキュー場の場所を定めて誘導すべきとの意見もございました。最終的に利用者負担の仕組みづくりについて考えていけないんじゃないかというご意見もありまして、今回、淀川河川事務所さんの事例を紹介していただくということでございます。

次、現状の規制行為の見直し、これは条例改正を伴いますが、自転車等の高速走行等の危険行為の抑制、危ないということで、野鳥への餌やりの禁止、あと、犬の放し飼いの禁止、これは一応、私とか京都土木事務所が、苦情が結構多いといったこと、あと府民会議で出た意見の内容の中で多いものを紹介させていただいております。

裏面は、それに関係する鴨川条例のものでございます。

それでは、淀川河川事務所の寺内副所長から事例を紹介していただきます。準備をいたしますので、しばらくそのままお待ちください。

○寺内（淀川河川事務所水辺副所長）

改めまして、国土交通省の寺内でございます。

まず、きょう、この鴨川府民会議でこのようなお時間をいただきまして、ほんとうにありがとうございます。名簿を見させてもらって、ほんとうにそうそうたる方々の会議だなと思って、ちょっとどきどきしておりますが、元気いっぱいプレゼンテーションさせていただきますので、よろしく願いいたします。

今回、「地域の活性化に資するパブリックスペースとしての河川空間の利活用」という方で話題提供させていただければとてもうれしいと思っております。バーベキューというキーワードが出ましたが、1つはアウトドア、どうやったらこのパブリックスペース、川の大空間を楽しめていけるのか、そして、どうやったら地域がかかわる仕組み、そこをつくっていけるのかというのを日ごろから仕事を通して考えております。

私、寺内雅晃と申しますが、少しだけ自己紹介をさせていただきます。淀川河川事務所副所長をさせていただいております。日ごろ、どういう仕事をしているかをちょっとだけご紹介したいんですけども、国営公園のパークマネジメントを今、中心にさせていただいております。あわせて公園区域の外も含めた、例えばまちづくりとか、我々エリアマネジメントという片仮名ですけども、地域一体でもう少し物事を考えていけるんじゃないかということも取り組みをさせていただいております。

これから人口減少ももう既に加速化し始めている中で、行政だけでパブリックスペースをずっと持ち続けることも難しいので、民間のスキルをどうやって融和させていったらいいか、またその際の規制緩和、ちゃんとしたルールづくりをどうやっていったらいいのかというのをお仕事でさせていただいております。

学生時代、時系列的には少し違うんですけども、私は大阪府立大学のランドスケープの研究室におりまして、農空間の継続的な管理をどうやっていったらいいのかをずっと研究していました。やっぱりパブリックで展開していく上で、プログラムを通して、そしてその場でどういうデザインをやっていくのか、継続していくためにはどういうふうに仕組みを構築していったらいいのかをずっと考えながらフィールドワークを通しております。

今、淀川河川事務所というところにおりますが、公園だけじゃなくて道路とか離島とか、そして東北の復興、またこの淀川河川事務所に来る前は奈良県の飛鳥村で歴史観光を仕事にさせていただいて、河川のこの事務所に来させていただいております。

という寺内でございます。

行政の中で仕事をさせていただいているんですけども、やっぱりパブリックスペースで起こっている行政課題にどうやって対応していったらいいのか、ここに尽きると思っております。いろいろな切り口があると思っておりますので、それぞれの場に合った解決策をどうやって選んでいくのか、デザインがあると思っております。やっぱり美しい場所にはほんとうに魅力的なプログラムも生まれていきますし、そこにしか仕組みの価値というのはないと思っております。

我々行政だけでは当然できませんので、プラットフォームをしっかりつくる、地域の方にかかわっていただく、また民間の方、そして大学の有識者の方、こういうプラットフォームをつくれるかどうか、これがやっぱり行政課題に対応していく上でとっても大事なことだと思っております。

もう1つ、誰とつくり上げていくのか、ここをちょっと間違えてしまうとなかなかこの行政課題は解決しないなというのも日ごろ反省しながらいろいろ考えております。

本日のプレゼン内容、3つ押ししていただいて、きょうはバーベキュー、またアウトドアという形なんですけど、淀川河川敷がどういう使われ方をしているかというのを少しご紹介させていただきます。

その中で、難儀な課題と書きましたが、難儀な課題を見ていただきたいと思います。その解決手法と、もう1つ、これから我々はいろいろ事業展開を考えていきたいというところをご紹介できればいいなと思っていますので、おつき合ください。

これはマラソン大会です。淀川河川敷、ほんとうにいろんなマラソン大会を開いていただいております。過去は国際ハーフマラソンという大きい大会も開かれておりますし、寛平マラソン、間寛平ちゃんがマラソン大会とか、あとQちゃん、高橋尚子さんがゲストで来てくれるような大きいマラソン大会もずっと開催されています。ほんとうにこの大空間である淀川ならではのマラソンかなと思っています。

これがノーマライゼーションという形で、こういう障害のある方々も一緒になって楽しめるというのを公園づくりを通していろんなチャレンジをしています。この写真、私はとっても好きなんです。ほんとうに笑顔がはじけていますよね。こういうカット割を我々がどうやってプログラムを通してつくっていきけるか、これが我々の仕事だと思っています。

野球です。

サイクリング、これも枚方、うちの事務所があるところから撮っているんですけど、とっても美しいんです。この大空間、河川ならではの、鴨川が美しいというのも、川の流れと後背地の京都の町並み、これがセットで、ランドスケープとしてとっても美しいのが印象的だなと思っています。

これはSUPです。スタンドアップパドルという最近出てきたやつなんですけれども、こういう水辺のアクティビティーというのもみんなで楽しんでいただいております。

これは舟運です。淀川は、皆さんご存じのとおり、徳川時代、大阪湾から京都の伏見、また京都の都まで船を通して人を、また荷物を運んでいたというので、我々はいろいろな復活実験もやっています。

これはEボートです。こういう水辺のアクティビティーを通していろんなプログラムを展開しております。そして、環境教育、次世代の社会を担っていただける子供

たちにどうやって水辺に近づいてもらえるか、これも我々の行政課題だと思っています。

これはプログラムを通してです。これも私はすごく好きなカット割なんですけど、子供の笑顔がプログラムを通してはじけていくというのが、ほんとうに行政マンとしてとっていつもうれしいと思っています。

これは地域のおばちゃんと一緒にやっているマルシェです。今、金田先生にお世話になっている淀川3川の新しいサービスセンターのところでプロジェクトでございます。地域振興のためにも仕事をしています。

これはお茶の京都博と連携している、こういうお茶のイベントです。

いわゆる花火。

ここから、バーベキューについて少しごらんいただきたいと思っております。これなんです。ごみの放置の問題がよくクローズアップされますが、私としてはこれは捨てるということも利用プロセスの一部だと思っています。放置というマイナス行動をどうやってコントロールしていけるかというところがとっても大事なんですけど、なかなか行政だけでとか、民間が一緒になってくださっても、その人々のモラルとか人間性とかもあったりするので、ちょっと難しいなと思いつつも、これが我々がバーベキューの有料化に踏み込む前の状況です。ほんとうに町なかでこんな状況なんです。

こうやって1個ごみを捨てる、ばばばとごみが捨てられていっています。だから、ほんとうにバーベキューのことを考えると、こういうことにならないように気をつけなきゃいけないと思っています。

これはちょっとおもしろいんですけど、これは私どもの国営公園区域の状況なんです。ぱっと見たら、もしかしたらバーベキューをやっている人らはどこかに遊びに行っているのかなと思うじゃないですか。実はこれ、もう放置されっ放しなんです。この瞬間、蒸発してしまったんじゃないかなという感じなんですけど、これも放置ごみです。最近だとバーベキューのコンロはめちゃくちゃ安いので、もうほったらかしなんです。ちょっと信じられないんですが、こういう問題もあります。

さて、こういうことも踏まえまして今の状況を振り返りますと、特に都市部のほう、大阪、町なかに近いところ、駅などアクセスしやすい場所、ここはすごいごみが多いです。ほんとうに深刻な状況です。あと、橋梁の下、ここもやっぱり不良が集まってたむろしてというイメージそのままだと思いますが、あと夜間とか雨天でも集まれる場所になっているので、アナーキーな状況です。だから、河川区域にとどまらず、町なかにま

でゴミがばーっと出ていっている状況、行政課題に対して我々がどうしていくのかということがあります。

我々国土交通省としましては2つの性格がございます。国営公園という公園管理者、そして淀川を管理する河川管理者、この2つの性格でいろんなゴミ放置の禁止行為とか、いろんな周知看板をやってまいりました。ほんとうにやっていました。利用者も気をつけてください、だめと言ってきたんですが、規制からのアプローチというのはほんとうに限界に感じているのも正直なところなんです。これは、もしかしたら大阪エリアだからというのものもあるかもしれませんが、ちょっと異常なほどそういうモラルがない状況です。

だから、我々としましては、規制と異なるアプローチがどうやったらできるのか、先ほど冒頭に書かせていただいていたデザインとプログラムと仕組み、そしてプラットフォームのどのフィルターを通せばこの問題が解決できるのかというのをいろいろ考えています。

ここから、パークマネジメントを通して課題解決に踏み込んだことの話提供をさせていただきますので、お願いします。

見えにくいんですが、またお手元の資料と、淀川河川公園に来てほしいなと思います。ここは3川合流域というところがございます、京都の八幡市でございます。ここから36キロ下ると大阪湾です。21カ所に私どもバーベキュー広場を設けております。ある地区の中に、ここはバーベキューしていいよというのを21カ所、全体では40地区あります。その中で21カ所、利用が多いところ、そこをバーベキュー広場として開放しております。

今回、事例紹介させていただくのは西中島地区、十三の駅をご存じだと思いますが、十三が近いところ、どきどきする町ですが。

今回のバーベキュー有料化事業のポイントをご説明させていただきたいと思います。

このスライドは置いておいて、照明を明るくしていただけますでしょうか。

皆様のお手元に別の資料がございます、こちら、文字ばかりで済みません。有料化試行の報告書を見ていただけますでしょうか。

バーベキューの有料化、何するのというのは皆さんイメージをお持ちだと思いますので、結果としてご説明したいんですが、ページ数を打っていないで済みません。1枚めくって、さらにもう1枚めくっていただくと写真が出てまいります。写真の左側、真ん中16番を見ていただけますか。市街地の状況。先ほどゴミがばーっとあったところが、このようにゴミの投棄がなくなりました。これが1つの我々の結果だと思っております。

有料化をすることで、要はごみを置いていっていいよという特典をつけております。だから、皆さん手ぶらで来ていただいてという方もいらっしゃいますし、荷物を持ってきていただいてという方もいらっしゃいますが、基本的にはごみは我々が処分します。そのかわりワンコイン払ってねという仕組みです。

もう何枚かめくっていただきますと、アンケート調査は飛ばしまして、最後のページを見ていただけますでしょうか。できることならば適正なルールが必要ですが、私は行政、パブリック空間で収益活動を今後行っていくべきところもあると思っております。

それはなぜかという、パブリックだけで公共空間というのはこれから管理できない時代が目の前に迫っているからです。やはりそこを使いこなす仕組みと同時に、あわせてお金が発生する仕組み、それをきちんと地域に還元する、これが私は地域振興だと思っていますので、今回のバーベキューの有料化の試行についても、収入というところを見てください。約5,000万円弱です。だから、ワンコイン払って、大体これは10万人ぐらい来ていただきましたが、約5,000万円の収入。それに対していろんな人件費であるとかもろもろの諸費用がかかりますので、その差し引き、一番下が250万円です。要は、250万円の黒字になっていると思っていただければ結構です。

じゃ、この250万円、何に使うのか。例えば民間企業だと、自分たちの企業の設備に投資したり、社員に還元いたしますが、我々は行政なので、公益に還元いたします。これはほかの地区の、例えばバーベキューのごみ、ほったらかしにしているところがほかもありますので、それを解決するというに使っております。いずれはほかの地区、今、金田先生にお世話になっている八幡の背割堤もバーベキューがちょこっとありますが、そういうところでもこういう事業ができないかというのを考えていきたい。そこで生まれたお金を地域振興のために使っていきたいとも思っております。

ということで、また申しわけございません、ちょっと照明を暗くしていただきまして、またこちらにおつき合ください。

今回、有料化事業のポイントとして4つほどあると思っております。

1つは、規制ではなくて「受益者負担」の仕組み。これは、鴨川はきちんとした条例がございます。要は、規制ができるスキームがある。私どもの直轄事務所では、罰則規定とか、なかなかそこでコントロールできないんです。ですので、先ほど一番初めに出てきたデザインとプログラムと仕組み、この仕組みの部分。おそらく鴨川は条例という仕組みでコントロールされていますが、我々は受益者負担というところのプログラムで

この仕組みを構築しております。まずこれが1点のポイント、受益者負担。そこに入る人に一定、環境美化協力金みたいな形で負担してね。そのかわり楽しく遊んでというのです。

バーベキューごみの処分代を利用者みずから捻出する仕組みというのがこれの仕組みの根幹ですので、きちんとした利用者への理解というのもとても大事です。

メリット提示、これは正直言って賛否がございます。要は、自分で出したごみ、金を出せばそのまま置いていっていいという変な理解をされるところもあるので気をつけておりますが、メリット提示もとても大事なところではあります。

4つ目が、収益確保ができた場合の公園サービス向上への還元、もしほかのところでもやれるのであれば、地域振興に還元できたらとってもうれしいなとは思っております。

さて、最後に、桂川の松尾橋周辺への事業展開の可能性検討でちょっとだけお話しさせていただきます。要は、バーベキューの問題は今、国営公園の中だけではとどまっております。京都エリアで深刻な状況になっておりますので、きょう、うちのスタッフも来ておまして、その担当に少し事例紹介をさせていただきたいと思っております。お願いします。

○岡野（淀川河川事務所専門官）

私、淀川河川事務所では不法行為、危険迷惑行為の担当をしております岡野と申します。よろしく申し上げます。

きょうは松尾橋でバーベキューの状況、結構ひどい状況になっておまして、その状況を報告させていただきます。

淀川河川事務所のうち京都府のエリアにおいて、京都府エリアは桂川、宇治川、木津川とあるんですけれども、桂川の阪急の松尾大社駅の横の松尾橋のところ、この場所がバーベキューの問題が顕在化している場所となっております。

その利用状況なんですけれども、上から見た写真になっております。桂川が右から左に流れております。橋がありまして、右岸側、ここに阪急の松尾大社駅がありまして、ここから皆さん駅をおりてとことこと歩いて、高水敷は京都府さんの嵐山東公園となっておりますけれども、そこからさらに下におりた低水敷、その河原のところではたくさんの方が利用している。一部左岸側もあります。一番多いのが右岸側の橋の下という状況になっております。ちなみに、公園で京都府さんの管理者、この黄色い線が京都府さんの管理している自転車道、橋の管理者は京都市さんという状況になっております。

松尾橋バーベキューの利用状況の写真をつけております。これは多いときの写真なんですけれども、年間を通して利用がございます。時期としましては3月から10月、人数としましては、多いときでは1日300人から400人という状況です。利用者で一番多いのは学生さん、やはり京都は学生さんの町ということが大きいと思います。ほかは家族連れ、社会人のグループという状況で、学生さんが主ですので、やはり3月、4月の新歓コンパとかサークルとかゼミの行事でこういうところを利用されたり、あとはゴールデンウィーク、学生さんが夏休みに入る7月、8月、9月がとても多い状況となっております。

これが松尾橋におけるごみの状況となっております。こういう食材、紙コップ、紙皿のほかに、コンロはそのまま捨てて帰る、バーベキューの炭というのもあります。こういう椅子、テントも捨てて帰られます。

ここが先ほどの河原の場所なんですけれども、ここは高水敷の京都府さんの嵐山東公園、ここにもごみを持ち上げてここに捨てて帰られる。さらには、堤防上の道路の隅に捨てて帰る。これだけにとどまらず、こちらに町、家があるんですけれども、お店の前に自販機があれば、自販機のごみの横にたくさん山盛りにして帰られるという状況があります。それが大量のカラスを呼び込むということで、住民の方にとっては怖いとか気持ち悪いという状況になっております。生ごみの異臭を放つ、景観悪化を招く、さらには水質悪化ということも考えられます。

学生さんは若いですので、勢い余って夜中も騒がれます。夜中の花火、飲酒による大声、ラジカセの音量、直火でやられる場合もありますので、そういう場合は火災の危険性、こういうところに車をざっととめられるということもありまして、違法駐車、このようないろいろな問題があります。

このような状況に対する地元要望と行政の対応という状況になっております。平成22年度から毎年、西京区長懇談会において地元要望を上げられておられます。要望の内容はここに書いてありますとおり、松尾橋周辺のバーベキューを起因とするごみ、カラス、悪臭、騒音、花火、違法駐車等、諸問題の解決を要望するというものです。

それに対して私たち行政としましては、国、先ほどの公園の府、道路の市、地域の区役所、行政としまして啓発活動に取り組んでいくということを回答しておりまして、実際に実施内容としましては、チラシを配布したり、休日も含めた河川巡視、啓発看板の設置、啓発ののぼり旗の設置。先ほどの行政4者による取り組みとしまして、対応の協議を平成24年から計8回行っております。合同啓発活動というのも実際に職員が出向い

て、平成25年度から計13回の啓発活動を現地で行っております。

こういうこともありまして、一定の成果はあるかなと思っているんですが、ただ、やはり根本的な解決には至っていないという状況になっております。

このページは、啓発活動を行ったときの、これは所内広報なんですけれども、このようにやりましたという状況です。

こちらが利用者に配ったチラシになっております。平成28年度におきましては、小さい字でここは見えにくいんですけども、学生ボランティアさんにも加わっていただいて、学生さんが多いですので、学生さんに対しては学生さんにも活動、啓発に取り組んでいただくという狙いで一緒に加わっていただきました。こういう活動は、これ以外にもできればたくさんの人たちに加わっていただきたいなと思っております。今後も続けていく予定にしております。

一応、このような状況が松尾橋の現在の状況となっております。

○寺内（淀川河川事務所水辺副所長）

ということでございまして、冒頭申し上げましたパブリックに対する働きかけ、かかり方というのがとても大事だと私は思ってきたんですが、現状、松尾橋は無残な状況でございます。当然、淀川河川本川も要所要所には、ちょっとこれは大丈夫かという状況がございます。それに対して我々はどういうふうに解決していくのか、規制というところもちろん継続していきます。あわせて、有料化のプログラムも含めて仕組み、デザイン、継続性のプラットフォームを頑張っていきたいと。

ここに書いているのは、皆様のお手元の資料には載せていなかったかもしれませんが、来年度この国営公園で、一応成功している有料化の試行を松尾橋でできないかというのをチャレンジしていこうと思っています。当然チャレンジですので、できる、できないはございます。ただし、いつもスタッフと話をするとき、いろんなことを想像いたします。もし国営公園で上がっている、ああいう利益が数百万円でも、もしかしたら地元の商工会とか商店街に還元できたら、それはすてきなことだと思うんです。やっぱり地元の、例えば食材をここのバーベキューで売り買いするであるとか、ちゃんと出たごみも処分できる、しかもこの京都エリアの青年世代がここに来て、この自然の空間を満喫して帰ってもらえる、そういうところの中で継続的なパークマネジメントとかができるんじゃないかというのをちょっと思っております。

まだまだいろいろ課題はございますが、私ども国土交通省では、この会議、いわゆる

行政課題に対してこういう仕組みを通して今チャレンジしておりますので、ぜひとも鴨川での取り組みも含めて情報交換とかお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ちょっと長くなって申しわけございませんでした。以上でございます。

○金田座長

ありがとうございました。

鴨川でもいろいろ問題になっているのと似ている状況もありますし、違う条件もあるんですけども、快適な利用の確保ということで、バーベキューに対する対応、特に有料化を導入するというスタイルの例をご紹介いただきましたが、何かご質問とかございませんでしょうか。

○田中

田中と申します。

各河川、本川、木津川、宇治川、桂川の河川敷の利用の方向性としては、国土交通省としてはできるだけ川の環境に優しい利用の仕方ということで、例えば裸地になっているところは緑化していこうとか、あるいは野球場の場所も少しは減少していこうという方向性で今もあると思うんですが、その辺の一致性といいますか、悩ましい問題だと思うんですが、どのようにお考えなんでしょうか。

○寺内（淀川河川事務所水辺副所長）

ありがとうございます。私ども淀川水系のほうでは淀川河川整備計画というのを位置づけさせていただいて、田中さんからご指摘いただいたとおりでございます。やっぱり環境の時代に入って、これまでの川づくりを変えていこうという取り組みは今も継続しておりますし、工事のやり方とか、あとパークマネジメントのところも、ほんとうに野球場のところも、今後なんですけれども、利用が少ないところは縮小していく、また工事をやるので野球グラウンドにはどいていただいているところもたくさんございます。ですので、基本的には我々が今目標にしている川らしい利用のあり方というのは継続していく。

一方で、皆様と共有したいことがございます。これは私自身いろいろ悩みながら考えていることなんですけれども、例えば大阪だと1,000万人ぐらいいらっしゃいますが、どれほどの人が川に愛着を持って来られているんだろうか。河川環境のことをほんとうに考えているんだろうかという実態が、もしかしたらああいうバーベキューのごみ捨てと

いうところにつながっているんじゃないかと思っております。要は、町側の人間が川にかかわる仕組みが、もしかしたら昭和30年代で切り離されてしまったのではないかというのちょっと大学の勉強でありました。

ですので、今、田中さんからご指摘いただいた我々の川らしい利用のあり方を継続していくこととあわせて、先ほども申し上げましたエリアマネジメントを通して、町側の人たちをいかに川に近づけて川の資産、美しいランドスケープ、ここでしか体験できないような感動みたいなものをプログラムを通してやっていきたいと思っておりますので、その次のチャレンジが松尾橋でできたらとってもうれしいなと思っております。

○金田座長

どうぞ。

○久保

これ、松尾橋の周辺というお話についてなんですけれども、桂川ですよ、ここ。国交省の管轄になりますよね。一応、国と府と市と区役所、西京の区長懇談会において地元要望が出て、ご一緒になってそういうことがおさまるようにという活動をなさっておられるということなんですけれども、鴨川に関していえば京都府が一律管理されておられますので、大きな違いというのは、横のつながりで意識を共有して国、府、市、区役所が同じように考えておられるのかという部分の疑問点です。

それと、この場所に、かなり多いときだと二、三百人の人が入られるということなんですけど、車とかで行かれないとものを運べないですよ。これは、ここにちょっと書かれていた違法駐車と書いてあるのがありましたよね、川のところに。大半が違法駐車をなさって入っておられるという認識でいいんでしょうか。

○寺内（淀川河川事務所水辺副所長）

まず、移動のことをございますけれども、3つございます。1つは、目の前にコンビニがありまして、そこで有料駐車場を貸しているんです、たしか。そこにとめるのが1つ。もう1つは、おっしゃっているとおり、違法駐車というか、いわゆる路駐ですよ。もう1つは、駅から近いですので、当然、電車を使ってという方もいらっしゃいます。だから、この3通りで松尾橋の近くに来てバーベキューをやられて帰っていかれるというところですよ。

○久保

違法駐車とかだと、京都府さんの府警本部とかで定期的な巡回をなさるとか、そうい

うこと、例えばコンビニであれば京都市さんの管轄になるのかもわかりませんが、その辺を通達していただくとか、そういう個別に対応するという事はなさっておられるんですか。

○寺内（淀川河川事務所水辺副所長）

特に警察とか消防とかは連携をとっておりますので、特に深夜の花火とかが地元からクレームが来れば、巡回をしていただいたりもしております。

○久保

ここ、花火はどうなんですか。しても大丈夫な場所なんですか。だめですよ。

○寺内（淀川河川事務所水辺副所長）

基本的には河川自由使用でございますけど、迷惑にならない範囲ということになっておりますので、基本的には夜間の花火は迷惑禁止行為に入っていると思います。

○久保

それはどんな種類のものでもということですか。

○寺内（淀川河川事務所水辺副所長）

線香花火はちょっとさすがに違うとは思いますが、やっぱり打ち上げはそうですね。あと、ロケット花火であるとか。

○久保

わかりました。ありがとうございます。ちょっと質問でございました。

○金田座長

どうぞ。

○土屋

土屋と申します。

今、先に説明がありましたけれども、大阪の場合の住民の方々の河川を楽しむ意識、この調査の結果というのは把握されているのでしょうか。もし既に把握が終わっているのであれば、参考に聞かせていただければと思うんですが。

○寺内（淀川河川事務所水辺副所長）

意識調査のようなものでしょうか。

○土屋

先ほど言われた部分ですが、河川を使う、楽しむという意識とごみを放置するのは関係があるんじゃないかということと言われたと思うんですが、そのいわゆる答

えを導き出す非常に大切なデータになるのかなというぐあいにはちょっと感じたものですかから。

○寺内（淀川河川事務所水辺副所長）

結論から申し上げますと、まだ仮説の段階だと思っております。それはなぜかという、私の好きなやり方がそうだからなんです、統計で進んでいくこととあわせて、プログラムを実験的にぼんとやったときにどういう反応が起こるのかというところ、2つあると思っております、今、土屋さんから言っていた、きちんとした裏づけのある統計というのは体系的に整理はできておりません。ただし、プログラムを通して、今までごみを捨てていた人が、この有料化を通していろんなアンケートに答えてくれることであるとか、もしくはいろんなにぎわい事業もさせていただいているんですけれども、川に今まで来たことがなかった、ここにこういうすてきなところがあると知らなかったということのアンケート結果を感じますと、そういうところにつながっていくんだと確信をしております。

○金田座長

どうぞ。

○中村

鳥類保護連盟の中村と申します。初代から河川レンジャーをさせていただいております。お世話になっております。

実はあす、河川事務所とレンジャーの会議がありますので、きょうの意見を参考にさせていただきたいんですが、河川レンジャーを務めさせていただいて淀川流域と鴨川と比較した場合、先ほど土屋さんがおっしゃいましたけど、川に対する入れ込みというのは京都のほうが断然強いんです。それと、かかわり方がやっぱり、ごみの問題にしる、環境を守る問題にしる、大阪よりどちらかというところ京都のほうが強いんです。大阪の方は河川を利用するのがすごく上手だなと、レンジャー活動をやりながら感じました。

それと、松尾橋は私のフィールドになるんですが、桂川流域なんです、有料化は遅いぐらいだと思います。淀川流域でもやっってはるのを知っていたから、松尾橋で何でやらはらへんのかなと感じていました。路駐の話もちょっと出ていましたけど、そんなに路駐に関しては問題になるほどは強く感じていませんでした。見ている、そんなに問題にするほどのことじゃなく、まだ京都の終野でバーベキューが盛んだったころのほうが路駐は目立っていたなと思います。ぜひ松尾橋のところの有料化、進めていただいた

らいいと思います。

それと、1つだけ、鴨川の賀茂大橋のところに合流点がありますよね、高野川と賀茂川の合流のところで、4月ごろになったら大学生がたくさん夜通し宴会をされるんですが、見事にごみを放置して帰られた後、翌朝、海外の学生たちがその清掃をしてくれているのに行き当たったんですが、対岸だから知らん顔して通りましたけど、そばだったらちょっと恥ずかしくて通れなかったんじゃないかなということもありました。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。どうぞ。

○澤

澤です。

以前から言っているんだけど、バーベキューの人間を下から締め出した結果、上流にずっと上がってきている中で、上流のほうでもできれば有料化とか、有料化にせえへんにしても、ごみを常々回収して回るような行政による仕組み、そういうのもできたらいいかと思うけれども、ものすごい初歩的な話なんやけど、有料化にして、現場で「何でそんな金払わなんなんねん」と、そんなやつがおると思うんです。それはどう対策してはりますか。

○寺内（淀川河川事務所水辺副所長）

おっしゃるとおりです。俺はごみ捨ててへんわみたいな。もちろんいらっしゃいますが、丁寧に丁寧に説明をするというところに尽きます。我々、3年の実証実験の期間を経て今年度から本格導入ですけど、だんだんだんだん、実はそういう方がいなくなっていらっしゃるんです。だから、地道に続けて丁寧に説明する、あなたは素晴らしいプレーヤーですが、ちょっと難儀な人たちもいてるのでというのを3年間続けて、結果、こういうふうな状況になっていますので、言っていた反応はほんとうにありました。

○澤

僕らも遊ぶようになって、いろんなところ、僕らは常々外で遊ぶ人間やから、そういう有料化していくところがあって、そうやって払う人は払ってくれる。それで、定着していけば大半の人が払ってくれるようになるというのは、これも現実、僕もいろんなところで見ているんです。

それを、結局、払わない人間はどんどん来なくなるというのも1つなんやけれども、河川なんかの場合は人目につかない場所があったりとか、そういうところでやる場合があるから、例えば今の鴨川条例で禁止されているエリア以外のところでは全域で有料やと、そういうこともできるんかどうか。

あと、何か言おうと思ったけど、忘れまして。全域は可能ですか。

○寺内（淀川河川事務所水辺副所長）

澤さんのほうからキーワードとして大きく言っていただいた有料化のことなんですけれども、大事にしないといけないのは、有料化が目的ではございません。ちょっとスライドにも書かせていただきましたが、いわゆる受益者負担も含めて、あと、我々が今後何をチャレンジしていかないといけないのかというのは付加価値だと思っております。

要は、ここでバーベキューをしたら当然ごみは置いていっていいというところもあるんですが、さらにもう1ランク上のバーベキューができる付加価値を我々がどうやって提供できるか、いわゆる行政なんだけれども、サービスとして提供できるのかというところをちょっとチャレンジしないといけないと思っています。

きょう、話題提供させていただいて、多分、それぞれの川でそれぞれの作法があるので、有料化のスキームが合う、合わないがあるとは思うんですけれども、お金を取る仕組みと付加価値を上げていくということと、あと地元、また地域の作法にマッチするかどうかみたいなものを少し皆さんに考えていただける機会があったとしたら、私のきょうのプレゼンはガッツポーズをとらせていただけるので、今言っていただいた指摘はすごくうれしいです。ありがとうございます。

○澤

何を言ったか忘れたというのは、有料化というのは強制力を持ってやってはるのか、任意のものなのか、そこだけ。

○寺内（淀川河川事務所水辺副所長）

強制でございます。このエリアに入りたい人はワンコイン払ってね。嫌だったら、もうちょっと行ったら何もないところがあって、自由にしているバーベキューエリアがあるのでというところにはしています。そのかわり、ちゃんとごみを持って帰ってねというところですよ。

○金田座長

ありがとうございます。たまたま片方のサイドばかり意見が出ているんですが、い

かがでしょう。どうぞ。

○山中

初めまして。大学院生の山中と申します。

すごい向こうの方々にすると大分つまらない質問になってしまうんですけども、こちらの資料にありましたアンケートのご意見にあった、バーベキュー器具であったりレンタルをしていないのか、してほしいという声を見たんですけども、ごみの処理という問題から見てもレンタルのサービスを始めたらいいのではと思ったんですけど、それは今、どのようにされているんでしょうか。

○寺内（淀川河川事務所水辺副所長）

ありがとうございます。次年度から、ちょっとかっちよいバーベキューコンロを貸し出すようなスキームも準備をさせていただいています。ほんとうにいいご指摘だと思っています。

○金田座長

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

○小辻

京都橘大学の小辻と申します。よろしく願いいたします。

以前、たしか追矢さんとか北野さんにはお渡ししたんですけど、学生に対して鴨川の利用に関してのアンケートをとったときに、鴨川条例を含めてなんですけれども、問題で出てきたのがバーベキュー、さっき出てきました三角公園と言われる、京都の大学生からしたら聖地みたいなところがあるんですけども、そこはバーベキュー禁止したというんですけど、そこでやっぱりしたいという人がたくさんいるんですね、実際に。そのときに、学生からの意見もあったのは、さっきも言っていたと思うんですけども、京都産の食材等を使ったプレミアムバーベキューみたいなのを、例えば5,000円なり何なりとか、あと大文字の日にやるとか、そういう形で付加価値を高めてやったらいいという意見がありました。

その中で少しだけ心配になったのは、例えばバーベキューをやるときに、持ち込みの場合だったら別に食中毒を起こしていただくが勝手な話なんですけれども、今のようにご提案もいただいたと思うんですけども、こちらで食材を用意するとなったときに、食中毒とかそういうふうな問題が起こるかなという可能性もあるんですけど、その辺はまた何か考えておられるとかありますか。

○寺内（淀川河川事務所水辺副所長）

国営公園全体でそういう飲食提供のサービスをするときには保健所ともものすごく密な連携と指導をとっているんで、そこからのチェックを抜かりなくやるということだと思います。

あとは、やっぱり今、ケータリングというのがすごく多くて、バーベキュー専用のサービスをやる会社までうちの有料化事業のところに乗り込んできているので、そういうところでちゃんと事業者さんがやってくれるかどうかのチェックも覆面で保健所の方々が見てくれていたりもしているんで、そこにちょっと今、期待をしているところです。

○小辻

ありがとうございます。

○金田座長

どうぞ。

○早川

基本的には僕も賛成なんですけれども、500円という価格に、価格というのは多分、対価の積み重ねになっての初めての価格だと思うんですけど、対価に含まれるものは何かあるんですか。

○寺内（淀川河川事務所水辺副所長）

ごみを置いていっていいという対価と、あとは、基本的にはサービス向上に努めているところがあるので、ほかの区域と違ってきちんとしたサポートをするといいますか、ごみはちゃんとここに捨てるとか、あと場所とりのいざこざがあったら、そこはちゃんと仲よくやってねとか、そういうコントロールするような人がいてるんです。そういうところで安心してやれるという付加価値だと思います。

○金田座長

ほかに。どうぞ。

○川崎副座長

これ、精算書のところで収益、10万人ぐらいが利用していてという、これはグループで4人来ても一人一人500円ずつ取るわけですね。

○寺内（淀川河川事務所水辺副所長）

そうです。

○川崎副座長

10万人ということで、大体、あと人件費支出はどれぐらい、1万人の1割ぐらいは投入されるんですか。聞きたいのは、アルバイト的なパート並みで雇用するのか、ほぼボランティアプラスアルファちょっとぐらいなのかとか、ここの収益関係をどういうふうにして、そのネットワークの管理者が必要だと、今後課題だと思われたんですが、その管理者というのはそういうものも、会計も含めて全部責任を負うのかどうか、行政との責任問題、経営感覚のあたりをお聞かせいただければ。

○寺内（淀川河川事務所水辺副所長）

ありがとうございます。今、川崎先生からご指摘いただきました人件費のところを見ていただきたいんですが、2層構造になっております。私どもの国営公園全体を管理する受託事業者がおりまして、その収益事業の、いわゆるレベルの高い人間が張りついております。要は、こういう何十万もお客さんが来るようなのをさばける人間です。

もう1つ、その人間がアウトソーシングをやっています。要は小屋をつくって、受付、ごみ処理、いろんな利用調整、こんにちはこの、ほんとうにお店に来たような感覚でコミュニケーションをとってくれるような、そこはプロの会社にアウトソーシングをしております。なので、もしかしたらこの民間側の利益という形でいうと2層構造になっているので、そういうメリットも事業スキームとしてはあるのかなとは思っております。

ここに来るまでに全国の事例も、実は埼玉県に出張させてもらったりもしまして、やっぱりそういうバーベキューの人件費も含めてきちんと見ていけるというのがどうも特徴らしいです。

○川崎副座長

ありがとうございました。500円というのは限界ですか。1,000円取るとか800円取るというのは無理ですか。

○寺内（淀川河川事務所水辺副所長）

そうですね。スーパープレミアムな、超霜降りのお肉を出せば。大体500円、ワンコイン、なぜかと申し上げますと、お釣りが返しやすからというところもあるんです。あとは大体とんとん、200万円ぐらい利益が出ればほかの地区にも還元できるというところがあるので、今後もずっとワンコインで。

一応、小学生以下、あと65歳以上の方は無料になっております。

○川崎副座長

ありがとうございました。

○金田座長

ほかにいかがですか。どうぞ。

○二條

私、異自然といいますか、公園というか、国有財産を有効に利用されるという発想は非常にいいと思うんです。日本には豊かな自然があるわけですし、京都にもあるわけですしけれども、これを無制限にすると非常に荒れた状態になると思うんですけれども、この有用な資産を有効に使う、それは受益者負担という形なんでしょうけれども、そういう形の発想というのは非常に前へ進んだ考え方ではないかと思う。ですから、鴨川でも、先ほどの高野川との合流地点の場所で学生さんたちが非常にバーベキューをしたがっているという場合であれば、そこも有用な資産として生かすべきではないかなと思います。

○寺内（淀川河川事務所水辺副所長）

ありがとうございます。1点だけ、ちょっと思っていることがあるのは、私どもが有料化しているところの場所の空間性とかデザインを考えますと、対岸には梅田の市街地がぱっと開けているところなんです。夜はほんとうに夜景がとっても美しいところなんです。夜のバーベキューとかというのも、イベントを通してとかやったりもしたんですが、あそこだから10万人の受け入れというのは空間デザイン、ランドスケープとして生えます。

一方で、果たして別の河川で、例えば美しい鴨川のところに大阪のスタイルの有料化を持ってくると、はたまたどうかというところもポイントとしてあると思っています。ほんとうに地域の作法をうまくプログラム化していかないと、継続性とか、あとやっぱり美しくないのでは、京都はほんとうに美しいですので、そこをやっぱりやっていかないといけないなども、今回ご紹介させていただいて思いました。

ありがとうございます。

○金田座長

ありがとうございます。ほかに何かご質問はございますか。

○澤

さっき山中さんがレンタルの話をしはったんやけども、ごみを今、多分集めてほかしてはるのかなと思うんやけども、僕らも川やら回っていたら、使えるものがいっぱいあるんですね、コンロとか。トングなんか、下手したらさらのまま、使わへんかったのがそのままぼんとほってあるとか、そういうなんをレンタルに、使ってはったらあれなん

やけど、レンタルに回さったらどうかとか、そういうこともちょっと思いました。

多分、僕らはほんま、実際コンロなんか、ほかしやがって、きれいやのにとか思って、拾って帰ってきて実際使ったりすることがあるんです。バーベキュー、アウトドアになれた人間なんか、別にそれをちょっと洗って使うなんて何もこだわらへん人間がいて、当然、今、やまむらやとかレンタルしています。あれも当然洗って貸してはるわけで、そういうのも一部再利用していかはったら、もっと経費の削減とかいろんなことができるん違うかなと、それだけ思ったので。

○金田座長

ありがとうございます。

いろいろとご意見あると思いますが、少し時間が気になってまいりましたので、本日はこの快適な利用の確保という点で貴重な事例をご説明いただきまして、いろいろと我々も考えるべきことがいっぱいあると思いますけれども、非常にいい機会になったと思います。どうもありがとうございました。

○寺内（淀川河川事務所水辺副所長）

ありがとうございました。

（２）鴨川の土砂堆積について

○金田座長

それで、引き続き、先ほど北野課長からの説明がありましたように、２番目の森林自然生態系の位置づけについてということで事例の報告をお願いしております。どうぞよろしく願いをいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

それでは、お手元に資料２－１をまずご用意ください。

今回、森井専務理事にお話ししていただく内容の位置づけですけれども、このペーパーは河川における土砂の動態といいますか、変化について一般的なことをご理解いただくためにご用意させていただきました。

まず、河川における土砂の動態変化というのは、自然的なものと人為的なものが両方重なって動いているということで、出典は山本様の「総合土砂管理計画」の本によりまずという形で書いてありますけれども、自然的な要因は山地に土砂が出てくると。あと、洪水による土砂が出てくる流出ということ。

あと人為的なものとしまして、供給増、土砂が増える原因として、樹木の伐採、根掘

りによるはげ山化、林業による杉などの1種の木を植える単層化、あと山地斜面の農地化、丘陵の開発と。

土砂が減る供給減としましては、はげ山の植林、山腹工とか砂防ダムの建設、一番下の絵の右側の山のところに土砂堆積とありますけれども、砂防ダムの建設等、治山・砂防ダム事業などということ。

次の○、土砂の動態、土砂の変化が河川に与える影響ということで、一般論としてですけれども、1つとしては土砂供給増の影響、土砂が増える影響というのは、河道に土砂が堆積して断面の阻害によって流下能力が非常に低下するというので、絵の真ん中ぐらいに書いてありますように、土砂供給増で流下能力が低下する、土砂が堆積しているという、それが1つ。

絵でいうと一番左になりますけれども、土砂供給減の影響ということで、土砂流出による河床低下により橋梁とか護岸の基礎が浮くなど、破損の危険が大きくなるということで、真ん中の土砂供給増と一番左の土砂供給減ということですが、今回ははげ山化とか森林の荒廃について、森井専務理事からご講演いただくということでございます。

それでは、森井理事、お願いいたしますが、準備いたしますので、しばらく皆さんそのままお待ちください。

○森井

失礼します。京都府森林組合連合会の森井でございます。

本日は鴨川府民会議という貴重な時間でございますけれども、鴨川流域の適切な森林の保全についてということで時間を頂戴いたしました。ありがとうございます。

皆さん方のお手元にもあろうかと思っておりますけれども、鴨川条例第7条には、森林の保水機能の保全等という条項がございます。内容を読みますと、「鴨川流域の森林を保全し、又は管理する者は、森林の保水機能を保全し、かつ、洪水時における鴨川等への樹木の流出を防止するため、自ら所有し、又は管理する森林を適切に利用し、及び保全するよう努めなければならない」と。結構長い文章なんですけど、端的に言いますと、鴨川流域森林にかかわりまして森林所有者の努力義務が規定されていると思います。この7条の条例を生かすためにも、流域森林の現況なり、あるいは課題について再度認識いただいて、今後、どうすればその保全機能を良好に発揮できるのかということを考えていただいたら非常にありがたいと思っております。

本日お話しさせていただく内容でございますけれども、先ほど申しましたように鴨川流域の森林の適切な保全を考えるという、非常に難しい、大きなテーマを設定いたしましたけれども、具体的にはここに書いてありますように、鴨川、いわゆる上流域の森林の整備、いわゆる農山村の現状、それと森林の公益的機能というのとはどんなものなのかという話。それと3つ目には、森林の管理と環境保全ということでございますけれども、森林の基本的な法令として森林法というのがございます。その森林法とはそもそもどういふものなのかということをお話しできればと思います。最後に、本論でございます適切な保全を進めるために我々がどうしたらいいのかということをお話しさせていただきたいと思っております。

1番に、森林整備を担う林業と農山村の現状ということでございます。

皆さんもご存じのとおり、鴨川流域は大体2万1,000ヘクタールの流域面積があると言われております。そのうち森林が7割ということですから、大体1万4,000ヘクタールぐらいだと思います。その中で森林といいますと、稲荷山から東山も当然ございますし、今回お話しする賀茂大橋から上流、高野川、賀茂川の源流域、大体これが森林1万4,000ヘクタールのうちの1万1,000ヘクタールほどあると思います。ですから、この賀茂大橋から上流の2つに水系が分かれますけれども、ここの森林をどう保全するかというのが鴨川の水質保全ということにつながってくるんじゃないかということをお思っております。

この写真は高野川源流域の百井のさらに北東にある大見集落でございます。農家住宅がちょっと見えますけれども、現状は既にこの地区には誰も住んでいないということでございます。夏場になると若干、ここのお家の関係の方かどうかちょっとということはありませんけれども、ここに移り住んでいる方もおるようですけれども、それ以外はほとんどいないという状況でございます。

右の写真は、この周辺の農山村の森林・農地の状況でございます。森林の状況はよく見えませんが、農地を見ていましたら、草が相当高くなっている、つまり農地が放置されている、そういう状況が見えるかと思っております。

これは、きょうは志明院の田中住職様もお見えですけれども、雲ヶ畑の中畑集落と、歴史にも有名な持越峠を臨みます農地、森林の状況ということでございます。雲ヶ畑地区というのは、今さら言うこともないですけれども、非常に由緒ある集落でございます。しかし、農地はこのように、見たらわかりますけれども、部分的に放置されるところが出てきていると。しかし、森林は、この地域の特徴でございますけれども、林業で

生きてきた町でございますから、森林所有者の手によって、今もってなかなか林業で採算がとれませんけれども、管理なされているという森林でございます。

次に、今、2つの地域を見ていただきましたけれども、その2つの地域の概要を再度説明させていただきたいと思っております。

先ほど言いましたけれども、大見集落について、尾見分校が大体40年から50年ほど前に休校いたしました。その後、一気に過疎が進行したというところでございます。現在は冬季に無人集落ということになっております。私も学生時代からここは非常に好きで、百井から八丁平、そこはよく歩いたところなんですけれども、最近はちょっとご無沙汰しているんですけれども、現在の状況はそのようになっているというところでございます。

次の雲ヶ畑でございます。雲ヶ畑の戸数は70戸余りです。人口は300人足らずというところになっております。明治以来、林業が主産業ということで、皇居とも御所とも関連のある地域ということで発展してきたわけですけれども、5年前に最後まであった地元の小学校も廃校したということを知っております。

このほかに、雲ヶ畑は先ほど歴史的にも由緒あるという話をさせていただきましたけれども、時の権力者の圧力で政権から遠ざけられました惟喬親王さんが隠棲した場所としても有名ですし、先ほど、さっきの逆の持越峠がございましたけれども、これはいわゆる御所の上流域に位置する雲ヶ畑というのは、死者の埋葬というのは持越峠を越えて次の集落、真弓集落というのがございますけれども、そちらのほうで埋葬したということも聞いております。

このように、農山村の人々というのは森林林業の担い手でございます。木材やキノコの生産を通じて森林を管理してきたという経過がございます。しかし、この2つの集落に見られるように、過疎、高齢化というのは思ったより進行しております、これが今後、森林の公益的機能、水源涵養とか土砂流出等ございますけれども、その辺の低下に、既につながっているかもしれませんけれども、これがますます進むことが危惧されているという状況でございます。

農山村、特に今、2つの地区を言ってきましたけれども、これは別に京都市の鴨川上流域に限ったことではございませんでして、京都府内、全国共通の課題でございます。京都府について申しますと、京都府の森林資源、大体34万ヘクタールでございます。そのうち人工林が12万6,000ヘクタールですから、大体人工林は38%ぐらいです。この林業が

当然人工林にかかわってくるわけですがけれども、その蓄積が大体3,800万立米、とてつもない量ですがけれども、これはどういうことかといいますと、京都府全体で木材消費量、年間50万から60万立米ございます。そうすると、80年ぐらいはあるのかなと思って、80年間大丈夫なのかという話になるんですけれども、そこからが大事でして、やっぱり林業、木材というのは百年の計と昔から言うんです。80年で途切れてしまったらどうしようもないという今の蓄積の現状です。といいますのは、杉、ヒノキの林齢なんです。50年生以上がもう6割、7割です。それから先はないんです。それから、若いのが非常に少ないという状況です。つまり、使い切ったら次の材がない、そういう状況になっております。しかし、蓄積は現在のところ十分あるということでございます。

これは木材価格です。皆さんもご存じのように、杉1本の山元価格は700円、単純にこう言う手もなかなかわかりづらいと思うんです。東北の災害、北海道の災害で野菜が非常に値上がりしたという話が連日ありますけれども、それと比較しても、杉1本の山元価格が700円といったら、大根とかゴボウ数本程度かなと。

この杉1本はどんなものかという話になるわけですがけれども、大体20センチぐらいです。植えて40年生ぐらいです。これが大体4本ぐらいで1立米になりますから、我々は単位としては1立米何本という、そういう計算をするんです。そうすると、3.何本で1立米です。1本に換算したら大体700円ぐらいです。これが実際の本を売ったら山の所有者に入るお金です。

それが昭和55年ですから、今から40年ほど前ですけど、大体1本6,000円から7,000円ぐらいしとったんです。つまり、10分の1です。貨幣価値を考えたら、40年前のものが実際は10分の1になっていると、そんな状況です。こういうことですから、非常に林業は低迷しているということにつながるわけでございます。

それと、あと1点は、国の調査でございますけれども、森林所有者の半数以上の方が、もう森林の管理はしないと、森林の経営はしないと書いています。これはどういうことかという、森林所有者が森林の経営をしないとすることは、森林が放置されて、そのうち荒廃していくという現状であります。これは京都府だけじゃなくて全国の森林の状況だと思います。

農山村の問題というのはいろいろあって、皆さん方も既にお聞きしておると思いますがけれども、やはり生活の不便、子供さんの教育、あるいは役場や病院、スーパーが近くにあればと。そういうことが、特に子供が小学校のうちにはいいんですけど、高校に上が

ったときということで、やっぱり移住するケースが非常に多いです。

京都府を考えてみても、京北が新しく京都市域に入りましたけど、面積比率でいったら京都市域は京都府の18%です。多分、京北が入らなかつたら10%ちょっとです。だけど、人口は6割ですよ。ということは、京都府も南から北までございますけれども、逆にいうたら、京都府の人口260万のうち4割の方が8割、9割の森林農地を管理している、そういう計算なんです。ですから、農山村の過疎、高齢化、農地が荒れる、山が荒れるという話がいろんなことで出ると思うんですけども、現実的に京都府でもそうですし、これは日本全国どこへ行っても同じような状況になっております。

次に、森林の公益的機能という、森林にはどんな機能があるのかということは皆さんも耳にタコかなという状況かも知りませんが、いわゆる森林は国土保全、水源の涵養という多様な機能がございます。最近では特に、二酸化炭素の吸収固定、2021年からパリ協定によって、1990年比でしたか、26%のうち2%を森林が吸収で賄わないといかんと、そんな計画になっておりますけれども、森林にはここに書いてありますようにいろんな機能があるということでございます。

逆に、国民が森林に期待する働きですけども、いわゆる災害防止、温暖化防止、水源の涵養なんです。我々森林組合連合会からいったら木材供給をもっと何とかしてくれという話もあってもいいと思うんですけど、木材供給は非常に低位のところ position しております。

しかし、この中で書いておりますけれども、森林の貨幣価値なんです。先ほど多面的機能といろいろ言いましたけれども、この3つ、4つのほかにもっとたくさんございます。この中で貨幣に換算できるものを集めたら、日本全国で1年間で約70兆円、京都府は大体1%強ですから、大体8,000億円ぐらいの恩恵が毎年あるということでございます。

次に、数量的な指数であらわした絵があると思うんですけども、水源涵養機能について申しますと、単純に樹木のある山と樹木のない山なんです。もう皆さん方もご存じのように、樹木のある山には雨が降っても1度に水は出ません。その後、どんどん長期にわたって出るのが森林の保水機能なんですよ、そういう話です。

それと、樹木のない山というのは雨が降ったときに一気にそのとき出てしまう。後は、いわゆる出る量が非常に少ない。長時間にわたり出る量を比較すると、樹木のある山が35%あるのに対して樹木のない山は5%だと、そんな数量が出ております。

土砂の抑制機能について言いましても、森林は2トン／ヘクタール、放置が15トン、

裸地は307トンという数字が出ているんです。ですから、やっぱり森林にはきっちり樹木を植えて、保水機能、あるいは土砂抑制機能を高めなきゃいけないと、そういうことが数量的にも言えるのじゃないかと思っております。

次に、森林の管理と環境保全ということでございますけれども、今まで農山村の現状、あるいは森林からいただく恩恵、公益的機能ということを書いてきましたけれども、ここからは、森林の保全や管理は法的にはどうなっているのかということをちょっとご説明申し上げたいと思います。

森林法という法律がございます。これは砂防法と同じで明治にできた法律です。非常に古い法律でございます、明治30年にできた法律ということでございます。現行の法律は昭和26年ということなんですけれども、やはり戦前戦中、森林が乱伐されて森林が荒廃したということと、それとやっぱり戦後の民主主義というんですか、それを背景にして平成26年にこの法律ができたということでございます。

この森林法の目的ですけれども、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展に資すると、こうなっているんです。第一義的に言っているのが国土保全なんです。森林法で言っているのは、国土の保全が一番大事ですよ。だから、国土を保全するためにはどんなこと、どんな制度で国土を保全しますかということを決めたのがこの森林法でございます。

大きな内容としては、森林計画制度と保安林制度がございます。

森林計画制度というのはどういうことかと申しますと、ここにも書いてありますように、森林資源を維持、増進するために、国が5年ごとでございましてけれども、森林計画を立てる。都道府県もまた5年ごとの森林計画を立てる。それで、その計画に基づいて森林所有者さんの施業を義務づけしているというのがこの森林計画制度ということでございます。

逆に保安林制度というのは、別名規制林とも言いますね。もう保安林という言葉も知っていると思うんですけれども、いわゆる森林に原因する危害防止、あるいは産業の保護その他公共の目的を達成するために、特定の森林を保安林として指定し、その保全を図ると、そういう内容でございます。

保安林について申しますと、いわゆる森林というのは森林所有者の裁量に任せられるところが非常に多いんですけれども、公益上、やっぱり森林の利用を規制するために、特

に必要な森林ということで指定されるということになります。鴨川流域の保安林の指定率は大体40%です。京都府全体で言いますと30%ですから、鴨川流域というのは非常に、いわゆる京都市を保全するために保安林の指定区域が多いなという状況になろうかと思えます。特に雲ヶ畑については、大体あの地区だけで1,800ヘクタールの森林がございませぬけれども、3分の2が保安林です。ということは、鴨川の流域保全上、この上流域の森林がいかに大事かということを経済も森林所有者の方もコンセンサスを持って指定してきたという経過があるかと思えます。

これを見てもらったらわかりますけれども、手入れの行き届いた人工林と放置状態の人工林、皆さん方は山に入ってどの森林を見ることが多いですか。圧倒的に、多分、こういう森林は少ないですね、今、現況としては。あるんですけれども、少ないです。非常に増えているのは放置状態の森林ということになります。こういう放置状態の森林をこういう森林に変えるために、京都府では大体毎年4,000ヘクタールの間伐、間引をやっています。

鴨川流域で言いますと、先ほども2つの河川の上流域が大事だと言いましたけれども、人工林は大体4,000ヘクタールほどあろうかと思えます。そうすると、大体毎年200ヘクタールはやらないかんのですけれども、実際、間伐をやっているのはその半分の100ヘクタールぐらいかなということになります。つまり、鴨川流域についても間伐はおこなっているというのが現状じゃないかと思っております。

次に、治山事業、これは森林で災害が起こったときに山の手当てをどうするかという法的な位置づけなわけでございますけれども、近年の気象状況として、皆さんもご存じのように毎年が異常気象と言われているんですね。本年は北日本、北海道、台風が初めて上陸した、気象庁始まって以来だと、そんなことが毎年毎年言われています。始まって以来、始まって以来です。地球温暖化の気象変化だと一口で言えますけれども、これがCO₂の化石燃料の大量消費によるものなのか、あるいは地球全体の長い周期の中の一端なのか、その辺は先生方がいろいろ言われていますけれども、まだ確たることは決まられていないというのが現状だと思います。

いずれにしても、時間雨量100ミリ雨が降るといのはめずらしくございませぬ。毎年降っています。私が就職したころ、ちょうど先輩に、私も土木の仕事をしておりまして、いわゆる設計するときに、当然、雨量を想定して構造物を設計するんです。そのときに、時間雨量100ミリというのが基準でした。その1.2倍、安全率を見て120ミリを

想定した構造物をつくるというのが、私は今でも覚えているんですけども、先輩に言わせますと、そんな雨は降らへん、聞いたことがない、これからも降れへんやろうと、私は30年、40年前に現場で仕事をしているときにそう言われてきました。しかし今、現実には全然珍しくなくなっていますよね。きょうも京都府の河川課の方、京都市さんも見えていますから、もうその辺のことは十分ご承知だと思いますけれども。こういった意味で言いましたら、鴨川の上流域でこんな雨が降ったって全然不思議じゃない、そういう状況になります。

ちなみに、京都府の最近の災害としては、平成16年ですから10年ちょっと前、丹後、中丹を襲った台風23号がございましたけれども、大体あ那时的の雨量をちょっと見てみますと、大したことないんです。大したことないと言ったらあれですけど、時間雨量50ミリちょっとなんです。しかし、日中雨量が300ミリを越えているんです。これは宮津のほうですけども。由良川の河口でバスが立ち往生して、皆さん方が天井に上って助けを求めていたという光景がございましたけど、あ那时的の日中雨量が由良川流域で大体平均300ミリぐらいございました。今、大分河川の工事も進んでおりますけど、大体日中雨量300ミリ、平均的に流域に降ったら、由良川も非常に危ないし、桂川も危ないんですね。ちょっとその辺は私のあれで、詳しいことは河川課の皆さんに聞いてみないとわかりませんが、そういう状況でございます。

これはいわゆる山地に雨が降ったときに、土石流というのは日本全国発生しています。土石流というのは、財産だけでなく、いわゆる人命等にも大きな被害を与える。こちらは平成15年の九州の豪雨でございます。これは鹿児島県の出水市だと思いますけれども、出水の豪雨でございまして、山の土砂が流れてきて田畑、人家を押し潰したという状況でございます。

これは実際の発生源です。山の土砂が流れ出した発生源、山腹崩壊地です。山腹が崩壊して、いわゆる河川、下の溪流に流れ出したときに、木とか転石が堆積している、そういう状況です。

こういう自然災害を復旧するために治山事業というのはございます。砂防事業ともよく似たものでございます。先ほどのいわゆる発生源に対しては山腹工事をやります。下の河川については、いわゆる山脚を固定するために溪流工事を実施するというところでございます。

最後に、森林の適切な保全を進めるためということです。林業の循環利用を再生する

ことが何よりも重要ということを書いています。林業の循環というのはどういうことかといいますと、ここにも書いてありますように、伐採して、材を使って、伐採したところに植林して、下刈りして、間伐して、最終的にまた伐採、これが循環というんですけど、今現在、伐採して植林するという循環が途切れています。先ほど言いましたけれども、高齢樹がもう7割、8割だと。昔だったら、40年だったら既に切っておったんですけども、切らないで放置している森林というのが京都府の中でもう7割、8割になってきましたと、そういう状況です。ですから、この昔ながらの循環を取り戻すことがまず大事だということでございます。

しかし、現状、先ほど言いましたけれども、木材価格は長期低迷なんです。今、原木の立米当たりの価格、杉1.3万円、ヒノキ1.5万円と書いてあります。最盛期はみんなこれの3倍ぐらいしていました。これが今、こういう状況です。こういう状況ですから、農山村は過疎、高齢化がもうとまらないと。増田レポートによったら、2040年ですから今から20年強、全国の自治体の半分が消滅するん違うかと、そういうレポートも出ております。それと、森林所有者がもう山の経営はしないとやっておるんですね。こういう悪条件ばかりです。

それに対して京都府はどんなことを進めているかといいますと、まず先ほど言いましたけど、やっぱり材を出して、材を使ってもらわなあかんということが大事なんです。京都府の場合の自給率は大体3割です。50万立米から60万立米ぐらい出てるんですけど、大体20万立米ぐらいですね、生産が。だから、後の40万立米は他府県から持ってきたり、外材が多いですけど、そういうことでございます。しかし、いわゆる自給率を高めなあかん。その1つの方法として間伐を毎年これだけやっていると。32年、5年後には生産量を今より10万立米増やしていくと、そういう施策をやっています。

それと、やっぱり使わないかんということです。京都府では、皆さん方、最近お家を建てたら、府内産材を使ったら緑の交付金というのがあると。これはどういうことかという、府内産材1立米当たり1万円の支援があるということで、最高40万円か50万円か忘れちゃったけど、そういう支援措置もございませう。

そういう個々の皆さん方の住宅支援なり、あるいは公共施設、これは今まででしたら鉄骨、鉄筋というのが主流でした。これをいわゆる木造に変えていこうという施策でございます。

それと、あと1つは、それを支える若い林業者の養成ということで、2年前に林業大

学校が設立されました。毎年20人ほど、林業の現場に卒業生を送り出しているという状況でございます。

木材が非常に使われなくなった、鉄筋、その他2次製品に変わったという話があるんですけど、そうした中でも京都府さん、京都市さん、そうなんですけど、やっぱり木造を使っていくという施策を打っていただきまして、こういう木製の治山ダムとか木製護岸というのが現実が増えてきております。

これはいわゆる看板・案内板です。高台寺の国有林の案内板、林業大学の看板なり門扉ということでございます。鴨川の、当然、親水性を高める上でこういう看板とかサイン類、これを木製に変えて、今も相当木製があると思うんですけども、さらに木製に変えていただいたら非常に親水性が高まるんじゃないかということもあわせて思っております。

これは京都で一番大きな木造施設で、京丹波町にございますトレーニングセンターということでございます。地下1階、地上3階の木造施設でございます。5,500平米ございます。府内産木材が400立米ほど使われたということでございます。これは以前でしたらほとんど鉄筋コンクリートでしょうね。でも、これが木造でできたということが非常に大きいと思っております。

これは木造4階建ての耐火構造の京都木材協同組合会館、こちらが京丹後市立大宮保育園が木造でできているという状況でございます。

さらに、モデルフォレスト運動と聞いたことがあると思うんですけども、いわゆる府民の皆さん方が企業、団体等に属して森づくり活動をやっていく運動ということで、今年、結成して10年ほどになるんですけども、府内で39カ所、42団体がいわゆる森づくりの活動を行っている、そういう写真でございます。

最後ですけども、木材を使うことが、また森林整備にみずから汗を流すことが森林保全につながりますということを皆さん方に訴えたいと思います。

あと1つ、忘れておるんですけども、みずからお金を出すということも大事なんです。みずからお金を出して、汗をかいて木材を使うということが森林整備、森林の保全につながりますと、そういうことでございます。

拙い講義で非常にお聞き苦しい点があったと思いますけれども、ご静聴ありがとうございました。

○金田座長

どうもありがとうございました。

森林の保全にかかわることで、これは水源の管理、涵養に非常に重要な観点なんですが、何かご質問はございませんでしょうか。

○田中

ご多忙の中、きょうはありがとうございます。

ほんとうに今、林業と森林と生態系に鑑みて見ても、少しは分けて考えたほうがいいかもわかりませんが、こと林業に関しては、ほんとうに泣きっ面に蜂といいますか、大変な状況になっていまして、皆様もう知っておられるかと思いますが、温暖化の問題が大変な状況になってきていまして、昔なら少々1メートルぐらいの積雪があっても、おそらく雪で倒木するということはほとんどなかったんですが、最近は大寒、一番寒い冬の折でも乾いた雪が降らず、雨まじりの重たい重たい雪が降って、どうなるかといいますと、北山杉などはまるできれいに枝打ちして真っすぐ、あれは真っすぐ伸びていないと価値がないんです。曲がっていたらだめなので真っすぐ育てているのが、重たい雪でバランスを崩して、例えば尾根筋で倒木すると麓まで将棋倒しになっていく、こういう状態が今続いていまして、山林業者の間では大きな悩みになっています。その損害も1年で1億出ると言われております。

これは大変な問題で、先ほどもお話に出ていましたように、冬の寒い中、地をならして、そして4月になって植林して、添え木をして、そして何回も枝打ちして、あるいは20何年たって成木になってやっと切れるかなと思っている年に大雪が来てばたばた倒れていってしまう、そういう非常に林業者にとってはつらい気候変動が起きてきているんです。これはほんとうに大変なことで、そうすると、先ほどから衰退という言葉が使われておりましたけれども、ほんとうに手塩にかけた木々がそうした気象状況の変化によって倒れていくというのは重大な問題になっていると思います。だから、気候変動という中で、果たして北山杉がこれからちゃんと成木として生産していけるかというのは大きな問題になっていると思います。これは森井さんもよくご存じであると思います。

その上に、泣きっ面に蜂と言いましたけども、泣きっ面に蜂に今度は鹿が出てきていまして、先ほどのお話の中に鹿の問題は出ませんでしたけれども、今、この食害は日本的大変なことになっています。何遍も話に出ていましたけれども、北山杉か北山のかいわいや三山から、簡単にいうとクマザサってご存じでしょうか。祇園祭に使うちまきの包むササです。あれは1本たりともありません。もう丸裸です。何もないです。流木

はあるんですけども、1度ハイカーの方にも聞いていただいたらわかりますけど、ほんとうに今は落葉だけがずっと続いて、何も草木はありません。こういう状況の中で、どうしたらいいのだろうかという問題が今、切実な問題になってきています。これは生態系にも大きな問題ですし、治水上にも大きな問題が出てきている。

その1つの大きな問題としては、流出係数という言葉がありまして、降った雨が、やはり森が抱えるためには緑があり、植生があり、豊かな土壌があって流出係数が少なくなる。ところが、今は地肌が丸見えで植生が何もないものですから、降った雨がほとんど土砂と一緒に川へ流れていくというのが今の現状なんです。これは大変な問題になってきています。

それで、じゃ、どうしたらいいのかということで、今、森林関係の方も、あるいは生態系の方も非常に苦悩しておられるわけです。そこで出てきたことが、今、日米独のオオカミフォーラムというのが出てきていまして、各地でオオカミのことまで問題に出すようになってきた。つまり、日本の森が食物連鎖で潰れてきたのはオオカミが絶滅したからだという意見が専門家からだんだん広がってきているわけなんです。これは一体どうしたらいいか。僕は素人ですのでわかりませんが、専門家の中でもそんな安易な発想はやめてくださいという専門家もおれば、いや、じっくり考えれば、アメリカやいろんなところでも生息しているオオカミが今どういう状況かということを考えると、決してだめでもないとか、そこまで実は鹿の問題が論争に発展していっております。

それで、森林関係、特に京都府の場合は、今、聞くところによると生息している数が約8万頭、それで鹿も、とつてもとつてもなかなかグラフが右上がり減っていかないという問題が、これは深刻な状況になってきておりまして、それに波及してくる問題としては、結局、下草がなくなると、バッタやコオロギやいろんな小さな虫たちがいなくなります。これがいなくなると、今度、蛇とかトカゲとか、ああいうものの食べ物がなくなります。次に、これを餌にしていた、例えばタカとかワシとかというのが今度は餌がなくなる。食物連鎖が完全に崩れてきているわけです。鹿だけがどんどん増えていっている。これをどういうぐあいにしていくかというのは、ほんとうに今、深刻な状況になっていると思います。

その生態系、つまりそういうものが崩れてくると全体が崩れてくるとということで、何とかこれは専門家、特に森林関係、あるいは京都府さんの管理しておられるそういう分野の方々に考えていただきたいのと、それで森林組合の、せっかく来ていただいたので

森井さんにもちょっとお伺いしたいんですが、何かそういうことでお考えになっておられるようなことがあったらお伺いしたいと思います。

○金田座長

何かございますか。

○森井

鹿対策でございますか。今、田中さんがおっしゃったように、来年からですか、新しい計画が始まるようですけれども、生息数を大体8万から10万頭ぐらいを想定していますね。今現在では2万頭とっているんですね。でも、2万頭がとれる限界と違いますかね、今の猟師さんとかとる方を考えたら。

しかし、2万頭では多分減らへんということで、多分3万頭ぐらいの数字が、特に雌鹿を優先的にとるという政策が来年から多分打たれるんだろーと思いますけれども、やはり私も森林、農山村にずっと携わっておりますけれども、人口減少さえなかったらほんまに我々の仕事というのはほとんど課題が解決するのかなというぐらい、やはり人口減少というのは非常に大きくて、例えば植林にしても、実際、伐採して植林が進まない原因というのは鹿なんですね。鹿がおる限り、植林しても苗木が食われて成長しない、だから植林しない、悪循環に入っています。ですからその辺を、だめだ、だめだという話じゃなくて、植林から言いますと、どうしたら植林をしてそれを成長さすかという、その辺の研究というのは京都府もやっておりますし、だめだ、だめだで泣き寝入りじゃなくて、改善する方法をつなげていきたいと思っております。

ただ、鹿対策については、これも全国の困り事で、有効な手法はなかなかないというのが現状じゃないかと思っております。

○金田座長

あまり明るい話はなさそうですが、ご質問、どうぞ。

○杉江

今、現実に雲ヶ畑のほう、鴨川沿いの山の崩落が始まっております。ほっとかな仕方ないものか、そうか何かの形で手を打つ方法があるのかということ。一時、私もよく現場へ行くんですけども、対岸から、例の特にひどいのは、関電の取水口がありますね、パイプラインの通っているところ。あこの左岸側の山、すごく崩落しています。そこへ行ったときでも、結局、鹿がはすかいになって走り回って、わずかに生えている草を食べ回っているわけやね。だから、根本的にあのままほっといたら、またちょっと雨

が降るや、鴨川にどんどんと土砂が流れ込むという状況で、そしてまた中州、寄り州がどんどん増えていくという状態で、何か歯どめする方法はないのかなと思うんですけど、ある一定落ちるまで待っていな仕方ないのかな、あれは。

だから、当然、先ほど田中委員がおっしゃったように、それこそオオカミのほうまでさかのぼってとかいう話もあると思うんですけども、それまでに何か根本的に河川管理者なり山、地権者、それが国のものかどうかわかりませんが、その関係で崩落を防止する策、そういうのは無理なことですか。よろしく。

○森井

現地を精査しないとちょっとわからないということはございますけれども、手法としてはあろうかと思っています。ただ、京都府さんなり、あるいは京都市さんなり、現地を見ていただいて、このまま放置したらほんとうに大きな崩壊につながるのか、簡易な対策でいいのか、その辺は判断していただくことは必要だと思います。ただ、行政が全くできないということではないかと思っています。

いずれにしても、行政の方と一遍現地を見て、どんな対策があるか、その辺のことを検討することが第一歩になるのかなと思っています。

○金田座長

ほかにご質問はございませんでしょうか。どうぞ。

○戸田

今出てきた話に加えて、やはり気候変動、温暖化の影響で、特に雨の降り方が変わってきていますので、生態系の変化とあわせもって、やっぱり豪雨、土砂災害が頻発していくのは明らかです。今までに比べてみて、雨の合計も増えてくるし、短時間の豪雨も増えてきていますので、短時間豪雨による洪水も増えるし、またそれに伴う土砂流出、土石流も増えてくるのは間違いありません。

ですから、その中で、まずはできるだけそういう治山事業、治水事業に対する正しい理解を持って、そういう作業を地道に進めていってもらおうというのが行政として1つです。

もう1つは、じゃ、一体どれだけの土砂が出てくるのかとか、どれだけの洪水になっているのかというのは、あわせもってきちんとしたデータをとっていくのが大事だと思うんです。感覚的なお話だけじゃなくてデータとして持ってもらおうと。ですから、例えば定期的に各断面、断面で一体どれだけ土砂が堆積して、結果的に土砂が増えましたか

とか、どれだけの雨でどれだけの洪水が出ましたかというのを、まずはその基本的なデータみたいなものもあわせもって調べていただくというのが基本的な問題解決に当たって貴重なデータになると思います。

当然、川そのものは上流から下流まで一貫して流れていますので、流域全体を捉えて考えなくちゃいけませんので、そういう意味では一番上流の森林の問題というのは最も重要な問題でもありますので、まずはそういう意識を持って、川のパーツ、パーツも大事ですけども、川全体を捉えてみよう。その上流が最も大事だと、そういう意識をこういう会議をもとにしてもきちんと理解して、そういう考え方を広めていくのが一番かと思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。ほかに。どうぞ。

○藤井

先ほど来、森井先生から、大体、経済、産業、それから防災面について説明がありました。ちょっと角度が違いまして、私の聞きたいところ、戦時中か戦後、杉の木を結構植林された。国策か知りませんが、それが20年、30年たって、花粉症という健康面について害が及ぶという危惧を私は感じました。今後、杉の木を増やすのか、単純なコメントをお聞きしたいんです。

○森井

杉とヒノキというのは人工林の代表的な樹種でございまして、そしたら杉とヒノキはどこでも植えて育つのかといたら、そうじゃないんです。やっぱり杉というのは水分を要求しますから、谷沿いなんです。山の中腹ぐらいから植えられるのがヒノキなんです。一番上流が一番乾燥していますから、松なんです。それが一般的な植え方なんです。花粉症が杉の花粉がほんとうに悪者になっていまして、我々森林、林業の川上の者から言わせたら、ほんとうに杉花粉が全て原因なのかと、そんなことをちゃんと言えるのかという疑問もあるんですけども、今さらそんなことを言ってもしやあないんですけども。

ただ、今、我々が次の時代の杉苗は、無花粉、少花粉、この杉にもう切りかえています。ですから、今非常に問題になっている花粉症というのは、それで果たして減るのかどうかちょっとわかりませんが、そういう対策をやっているという状況でござい

ます。

○金田座長

どうぞ。

○澤

さっきの土砂の話に関しては、以前も言ったかもしれんけど、もうちょっと、今は土砂をものすごい、とにかくとめる、ためるという川づくりやけど、もうちょっと勾配をとって流れやすいとか、そういう自然の力で押し流せる、自然の流れでいうと山の土砂が海まで流れて供給されるというのが、今は途中でしゅんせつして、砂利を上げてまた山へ戻すとか、そういう工事が行われているけれども、本来なら自然の力に任すべきものだろうと思うのと、山というのは自然の力で地殻変動とか隆起して、それが崩れて、崩れるのが当たり前で、それを前提にもうちょっと考えるという方向があってもいいのかなと思うのと、さっきの山の問題で、1つ聞きたいのが、鹿を駆除せんと放置したらどうなるのかを聞きたいんですけど。

○金田座長

いかがでしょう。どなたか。

○澤

僕の考え方で言うと、当然、今、下草が全部食われる、植林しても全部食われるということは、慢性的な餌不足に陥っているわけですよ。ということは、現在いる山の鹿は痩せているんですか、そもそも。これが痩せていないとしたら、餌は十分あるんですよ。それで、これがどんどん食われていく、放置すればどんどん増えていく、当たり前で、餌がなくなって、多分、そのどこかのタイミングでどーんと激減すると思うんですよ。これを急に駆除して、それで植林やらして、今の杉だらけで下に光が当たらんで、下草が育たへんような状況で、何か根本的な植林の弊害が大きいんやと思うんですけど、その辺をもうちょっと、実際、今、林業の話を知っていると、明るい話ってどうもない感じがして、そんな中で、やっぱりそれでも杉が植え続けられている、こういうのをもうちょっと縮小したりする方向で、もっと自然の森に戻す、そういう鹿とかも共生していける方向を、とにかくただただ増えたから駆除せえ、駆除せえじゃなくて、やっぱり僕らはどうしても自然のままにできることならしたいという考え方のもとで言うから、ちょっといろいろとかみ合わへんところもあるかもしれないですけど、そういう自然を自然に戻していく方向の考え方。

やっぱりこれからの林業って、実際、いろんな建築でも、木を使うといたらほぼ建築だと思うんです。でも、そういう中でいろんな最先端素材とかが出てきて、もう木の需要自体が減っている、しかも海外から安く入ってくる、こんな中で、勝手なことを言っただけでほんまに失礼かもしれんけれども、これ以上林業を盛り上げていくというのはほぼ不可能じゃないかなと思って、そんな中で縮小とか。やっぱり北山杉とかはそれなりに価値があると僕も思うし、そういうような価値を上げて、さっきの値段が安い、安いと言ってはるけど、もっと付加価値を上げていくような方策を、多分考えられているとは思いますが、さらにもっと、広げていけば広げていくほど単価が落ちるのは、これは常識であって、だから、もうちょっと縮小した中で単価を上げていくようなやり方とかも考えはあったらどうかなというのが、勝手な意見をいっぱい言うて申しわけないです。

○金田座長

1点だけ、私が聞いてびっくりしているんですけど、鹿は非常に深刻なんですけれども、鹿の頭数が一時期増えて、最近、鹿の生息域が北へものすごく広がっているんです。それで、福井県と石川県などは県の行政担当者がけんかになったりしておりますが、福井県側の県境に柵をつくって鹿を入れないようにしようとして石川県のほうが言ったらしくて、大変なことになっていますが、つまり、今まで鹿がたくさんいなかったところまで侵出しているようですので、ちょっと余計なことをつけ加えます。

いろいろとご意見があろうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○小林（慧）

大学院生の小林です。

今のお話に関して、2つコメントさせていただきたいです。

植林に関してなんですけれども、自分も一応今、大学院で森林生態の勉強をしているのでかなり興味のあるところで、ただ、皆さんから出ていたいろんな意見に対して、自分が今、適切なデータとかを持ってお話しできるかといったら自信がなくて、ちょっと勉強不足だなと思っているんですけども、植林に関しては戦後、はげ山状態のところから造林政策というのが多分打ち出されて、それで一気にみんなお金になるからといって植えたという、それで急斜面にも植えたしという経緯があったと思うんですけども、今、その弊害が出てきているというか、昔の方には申しわけないんですけども、それが事実だと思うので、今後どうしていくかということで僕が最近考えているのは、どうしても人手は減ってしまうというところはもう仕方がないと思うので、その中でどうや

って山を管理していくかというところで、これまでと同じように杉、ヒノキを植えるという部分もあっていいと思うんですけど、例えば京都であれば京都の極相、人がほっといたらどうなるかという、やっぱりシイ・カシ林みたいな、そういうドングリが成るような林に近づいていくというのがこの気候の特徴なので、そういうものに合ったような、例えばアラカシという木であったり、シイという木であったりを植えるとか、そういう広葉樹とかを植えるような形、人手がそんなに必要ないような、そういう植え方が今後必要になるんじゃないかなというところですよ。

あと、鹿に関しては、僕もよく大学の鹿を研究してはる人とフィールドへ行って調査しているんですけども、確かに増えていて、下草はかなり食われているというのは事実で、そういう話自体はいろんなところにも広がっていて、ここにいる方もよくご存じだと思うんですけども、じゃ、どうするかということで、やっぱり鹿も生き物で、日々生存競争で必死に生きているので、こっちも必死になって知恵を振り絞って考えないでどうしようもないかなというのが僕の印象です。

1つ、現実的な策としては、やっぱり保全したいところというのは皆さんあると思うので、その保全したい場所を絞って、かなり強固なというか、柵みたいなものをつくってその部分は守るという形で、部分的に集中的にしていかないと、あれやこれやといってみんなの意見、いろんな意見があると思うんですけども、なかなかどこもここもというのは鹿に関しては難しいと思います。

多分、今どんどん北のほうに上がって、東北地方にも増えていっているというので、この動きは、僕の感覚ではどんどんエスカレートしていくのかなとは思ったりしています。

○金田座長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○井上

今までのご意見とかを聞いていて感じたところで、あまり具体的ではないかもしれませんが、実は山の林業のお話を林業の方々、発表いただいた森井さんをはじめいろんなことを考えていらっしゃると思うんですけども、今、実はふっと我に返ると、これは鴨川の川の会議なんですよ。何か川の話と林業の山の話と切り分けてしまうとそれぞれどうも解決策はなくて、何でこの鴨川の会議で山の話をしているかというところをうまく使っていくようなことを考えなければならないのかなと。

例えば山の話でさっきの報告の中にありましたように、やはり人が、あまり山という現場には住んでいらっしやったり、直接山の状況とか影響を感じられている方は比較的少ないですね。川に関しては、鴨川も含めて、要は川に関してイメージできたり、触れ合ったりする人は、山に比べて多いと思うんですよね。なので、やはり川の現場でこの川につながっている山のことがイメージできるような、何かうまい広報ですとか情報提供みたいなものがある、川に関心がある、今、川で起こっている問題を解決するためには、自分たちは山へ行かなければいけない、山に対して何かできることはないだろうか。山を手当てしなければ、今、目の前に流れている、目の前の川のことを解決することはできないんだと。これを解決したかったら、やはり山のことを考えたり、山に行ったり、山が守られるような活動に何か思いを馳せるような、つまり山と川をうまく結びつける、これをばらばらに考えていると解決しないのではないかと。それが結びついている、川というのはそういう特性があると思いますので、これも下流にさかのぼって、最近言われていますけど、川から流れ出たいろんなプラスチックのごみが海まで流れて、マイクロプラスチックで今、海洋についてはそれを魚が食べてというような、いろんなことも言われていますし、逆に言えば、海のことを考えていけば川のことにはさかのぼるようなこととか、そういうことでいろんなつながりを持って考えていくような工夫がないと、やっぱりばらばらで考えているだけではなかなかうまくいかないのかなと。せっかくきょうは川の会議で山のことを考えていらっしやるので、この鴨川のことをいろいろ考えていらっしやったり、周りにいらっしやる鴨川のことについてどう理解したり、いろいろ考えているという方がいかに山のことまでイメージできるかという工夫を皆さんで考えていかれることがこの解決につながるのではないかなと思いました。

具体的ではありませんけれども、申しわけありませんが、ちょっと感じたところです。

○金田座長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。お願いします。

ちょっと時間が押しておりますので、よろしく。

○田中

はい、すぐに。

今、京都府の方で、これに担当しておられる、あるいは担当に近いような方がおられたらちょっとお聞きしたいんですが、今、どういう効果を狙って何かしておられたら教えていただきたいのと、それから、約40年間も雌鹿をとってはならないという狩猟法が

まず放置されたままが大きな原因とも言われていますし、雄鹿は一夫多妻で非常に精力が強くて、雌鹿にお産さず、しかも雌鹿は年に2回お産するらしいんです。

1つの提案なんですけど、40年間も雌鹿をとってはならないという法律があったならば、これからは雄鹿を中心に狩猟するという方向転換を何とか進めていただけたら、少しは減っていくのではないかなと思うんですが、もし担当の方がおられて、この鹿問題について何かご意見を持っておられる方があったらお聞きしたいんですが。

○金田座長

どなたかおられますか、担当の部局は。どうぞ、お願いします。

○中村

雌鹿の捕獲は許可されていますよ、田中さん。今年か、去年からでしたか、雌鹿の捕獲を許可されていますよ。

○田中

頭数ですか。1年間に何頭……。

○中村

いや、数までは記憶していませんけれど、雌鹿……。

○田中

狩猟法で、40年間ほど雌鹿をとってはならないという……。

○中村

そうだったんですけど、許可されましたよ。

○田中

許可されたんでしょう。だから、その長いスパンが、結局、鹿が増えた原因の1つだということと言いたかったんです。

○中村

かもしれません。

○田中

はい。

○中村

それと、先ほどの川と森の話、森は自然のダムというじゃないですか。そういうことを頭に置いて、小学校の出前講座とかでは川のことを勉強するとき、森のことも一緒に子供たちは学習しています。

田中さんが雲ヶ畑の志明院にいらっしゃるんですけど、学校からそっちのほうへ子供たちが赴いたりしながら、川のことを勉強しつつ、森のことをいろいろと指導してもらっていると思います。そういう学習に期待をかけていきましょう。

○金田座長

ほかはいかがでしょうか。

ちょっと森井さん、非常に大変な話ですから、何かご発言になることだけで結構ですので。

○森井

澤さんからお話がありました、山から土が流れて、川に堆積して、それが海に行くんだという、それは自然なことなんですね。それはそのとおりだと思って、行政の立場からしたら当然それはわかっておるんでしょうけれども、やはり大雨による災害、そういうことを考えたら、予防工、ああいう工事が必要不可欠だという状況でこんな状況になっておるのではないかと思います。しかし、そういう状況になったらいいなという感覚は、多分、皆さん方お持ちじゃないかと思います。

それと、杉、ヒノキが多いんじゃないかという話なんです。京都府の場合38%と私は言いましたけど、近畿で一番少ないんです。全国でも非常に少ないほうなんです。だから、京都の人はある面じゃ、やはりよく将来を見ているなと思うんです。40%ですから、私自身の感覚からいったらそんなに多くないなと。例えば三重県、和歌山県、奈良県へ行ったら人工林が60%、70%なんです。それに比べたら京都人は常識があるなという感覚でまた見ておるんですけれども。

将来的な話をしましたら、先ほどもありましたけれども、京都府さんでは環境林、経済林という言い方をしていますけれども、やはり水源地というのは当然環境林になるわけで、昔はその辺もいっぱい植林したんです。でも、実際にその材がなかなかコスト的に使えないということがありますから、やはりそういう山を広葉樹林に戻していくという取り組みももう進んでいますから、今現在、人工林が38%ぐらいございますけれども、最終的には3割以内ぐらいいったら、いいバランスの森林ができるんじゃないかなということもあわせて思っています。その辺の検討は行政のほうで引き続いてやっていると思いますし、それが次の政策につながっていくかなと、そんな思いもございます。

○金田座長

ありがとうございます。

この議論はなかなか完結するというわけにはまいりませんので、とりあえず少しここで区切らせていただきます。どうもありがとうございました。

(3) より一層多くの人々から親しまれる鴨川に向けて

○金田座長

それでは、議事を先に進めさせていただきたいと思います。

3番目でございます。より一層多くの人々から親しまれる鴨川に向けてということでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○追矢（京都府建設交通部河川課主事）

京都府河川課の追矢と申します。失礼して、着席して説明させていただきます。

お手元に、右上に資料3と書かれたホチキスどめの資料と、上に勧進橋フェスタ2016の記録と書かれた資料と、あと回収資料をご用意ください。この3つで鴨川四季の日の取り組み結果の報告、取り組み予定の報告もあわせてさせていただきます。

まず、資料3の1ページをごらんください。

10月15日に開催された勧進橋フェスタ2016では鴨川条例の啓発活動を行いまして、勧進橋～水鶏橋間の愛称募集のアンケートと、都市計画課の鴨川ふれあい空間のアンケートを実施しました。都市計画課のアンケート結果についてはこの資料の5ページにございます。また、当日の様子は別とじの写真でご確認いただけますとともに、開催前に京都新聞の記事に掲載していただきましたので、それが回収資料の表面に載っておりますので、あわせてごらんいただけたらと思います。

続いて、同じ1ページの真ん中にあります「鴨川探検！再発見！」第43弾なんですけれども、10月23日に実施をさせていただきました。こちらについても当日の様子が同資料の3ページに「鴨川探検！再発見！見聞録」と題してホームページ記載の資料を添付させていただいておりますので、ごらんください。

次に、11月6日に開催された平成28年度第4回鴨川定例クリーンハイク、これは本日出席されております杉江事務局長さんが所属されております鴨川を美しくする会主催で開催をされております。北大路橋から上賀茂橋を清掃区域として、参加者総数248名ということで実施をいただきました。当日の様子は同資料6ページから11ページまででござらんいただけます。

最後に、2ページなんですけれども、鴨川四季の日～冬～の取組予定を報告させてい

たきます。なかなか冬場でイベントが少ないんですけれども、目玉としては、4ページ、一番下にございます「鴨川探検！再発見！」第44弾、「冬の鴨川水辺の野鳥観察会」です。こちらは本日ご出席の日本鳥類保護連盟京都の中村様を講師に迎えて、鴨川で観察できる野鳥についてクイズ等で楽しく学習できるものとなっております。昨日からホームページ等で募集を始めまして、年明けの1月13日まで参加者を募集しております。

四季の日の報告については以上です。

続いて、12ページと13ページに勸進橋～水鶏橋間の愛称募集についてということで、前回の会議が9月7日だったんですけれども、9月7日から愛称募集をさせていただきまして、応募総数が191通ということで、先週、会議の皆さんにはちょっと多過ぎるというか、うれしいことなんですけれども、たくさん応募いただいたので、幾つか絞っていただいてということで、回答をいただいた皆様、ありがとうございました。その回答いただいた、選んでいただいた愛称が13ページの左側、①のところにあるんですけれども、この愛称を集計しているうちにまだ追って29通ほど応募がありまして、その応募が右側に書いてあります。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

鴨川条例担当課長の北野です。

補足して、今ごらんいただいている12ページなんですけれども、先ほど追矢が申したように、応募総数が191通、175種類ということなんですけど、実は先ほどの10月13日の新聞で、11月15日付で締め切ったときにはものすごく少なかったもので、そこのご協力ということで書いてありますけれども、金田先生をはじめとする一般社団法人の鴨川流域ネットワーク、あと、杉江事務局長もいらしていますけど、鴨川を美しくする会、あと公益財団法人の大学コンソーシアム京都、学生祭典とかやっているところですけど、あと京都市立大宮小学校、小辻先生の京都橘大学、六斎念仏ほかに協力していただいてやったところ、約191通が来たというところがございます。

実は3つに分けておりまして、12ページなんですけど、1つは地名ということで、一応地名にちなんだ名前を集めてあります。2つは動植物ということで、動植物に関したものを集めている。あと、その他ということで、その他はいろいろ人の名前とか出てきますけれども、それについて、この12ページを見ていただいて府民会議のメンバーの皆様を選んでいただいたものが13ページの左側の府民会議メンバーの皆様が選んでいただいた愛称と。この中には野崎先生がご所属の京都総合法律事務所様としてご回答いただ

いたものも入っております、どうも野崎先生、ありがとうございました。

それとは別に、19日ぎりぎりまで応募を待ったんですけど、消印で応募があったものが29ということで、これは多分、六斎念仏といいますか、南の伝統的な踊り、勸進、水鶏の近くの団体から届いたものでございます。

13ページのもので、以上で、そういった内容で資料を結果報告ということでさせていただきましたので、またご意見等をお願いいたします。

それとあと最後に、先ほど追矢が紹介した資料ナンバー3の次、勸進橋フェスタ2016ということで、これは府民会議も後援しているもので、来年行われるかどうかちょっとわかりませんが、春の鴨川茶店に対して勸進橋のフェスタ、鴨川を美しくする会さんが主催でやっていただいたということで、鴨川流域ネットワークも特別協賛ということでやっています。

1ページ目、写真がありますけど、めくっていただきまして、古村会長の挨拶とか山下副知事が挨拶して、次の3ページ目、門川市長も来ていただきまして、その後、前半は9つの中学校とか高校の方の吹奏楽部の演奏があります。

めくっていただいていただきまして、京都市立藤森中学校、左上です。旭丘中学校、京都つくば開成高校、また次のページの洛北高等学校、聖母学院の吹奏楽部の皆さん方、最後のページで上鳥羽六斎ジュニアということで、六斎念仏という踊り、その後、夜はアーカイブ映画ということで、昭和初期の鴨川の洪水の映画とか、それから昔懐かしい映画をやったというイベントでございます。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

愛称募集ということなんですが、結果的に非常にご協力をいただいてたくさん来たんですが、今度、多くてかえって困っているということもございまして、既にメンバーの方々にいろいろ選んでいただきましたが、さらに後で来たのもあって大変だという状況でございます。

13ページ、府民会議で皆さんが選んでくださったものが左側で、さらに追加で来たのが右側ということなんですが、初めの12ページを見ると切りがありませんので、13ページのものでございまして、何かご意見がありましたら承って、別に一番票が多いから決めるというものでもないもので、ご意見を預かって府のほうでまた検討してもら

うという形にしたいと思うんですが、何かご意見ございませんでしょうか。

○小辻

小辻です。

せっかくなので、多分こっちのほうにある「桜木花道」とか、ちょっと著作権的な問題のあるものは問題があると思うんですが、著作権とか関係ないもので、皆さん含めていいなと思ったものとかで、インターネットで投票していただくとかそういうのはどうなのかなというのは、府民がせっかく愛していただくということだったら、そういう投票を、我々よりもみんなで投票してのほうがいいのかなというのは、思いとしては持っています。

○金田座長

大変いいアイデアかもしれませんが、ちょっと実務的な状態を考えさせていただきます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○杉江

結構数があるので、やはり何点かにまとめて、そこからまたセレクトするという流れがいいと思います。

また、それについては、それこそさっき言われたように、このネーミングについてはどこかがひょっとしたら登録しているかもわからんので、そういった点もある程度調べなくてはならないということがありますので、あんまり突飛のいいネーミングもかなりおかしいので、ある程度それを何かまとめるような形で、ある程度経過をたどっていったらいかがなものかと思います。

○金田座長

ありがとうございました。どうぞ。

○宮下

名前のほうですけど、今、なからぎの道ってありますよね。ほかに鴨川でそういう道の名前がついているところは何カ所かあるんですか。

そういうので、鴨川の1つの流れの中で、統一といたらおかしいですけど、何か鴨川の名前だなというのが統一できるような、そういう意味では何々の道というのがいいんかなと思いますけれども、ほかにいろいろな場所の名前があると思いますので、その辺の関連があったほうがおもしろいんかなというぐあいに思いました。

○金田座長

はい、わかりました。要するに、鴨川の部分の名称だということが全体としてある形を考慮したほうがいいと。

○宮下

そういうのもおもしろいかなと思いました。

○金田座長

ほかにいかがでしょうか。何かご意見をいただいておりますが少し整理をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そうしたら、今のような意見を、先ほど絞った上でネットで投票してもらったほうがいいという種類のご発言もいただいておりますが、それも非常に魅力的な提案ですので、実務の問題がありますからちょっと検討させていただきたいと思いますが、それと鴨川の場所の名称だということがわかるような配慮があったほうがいいんじゃないかというご指摘もございました。いろいろとあると思いますが、そんなご指摘を参考にさせていただきまして、実務的に可能な方法と、それから府の内部での調整もちょっとさせていただきたいと思いますので、こういった状況であるということと、そういったご意見を承ったということで、これにつきましてはご了承いただきたいと思います。

(4) 鴨川基金募集活動について

○金田座長

それでは、急ぎ始めて恐縮ですが、先に進ませていただきます。

4時が近づいてまいりましたが、4番目でございます。鴨川基金募集活動についてということでございます。

これは、実は先ほどお礼だけ申し上げましたが、資料4のところにあります一般社団法人鴨川流域ネットワーク設立記念祝賀会についてという資料と関連するわけですが、細かいことは事務局から説明をお願いしたいと思います。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

鴨川流域ネットワーク理事の北野と申します。よろしく申し上げます。

それでは、資料4でございます。

これは設立祝賀会ということで、11月20日、鴨川基金の募集活動の一環でもありますけれども、主だった皆さんに集まっていただいて、1部は金田先生の講演「21世紀の鴨川」、2部は祝賀会ということで、山下副知事、門川市長ほか集まっていただいて、鴨

川を美しくする会と協賛でやらせていただいたということで、1部は110名、2部が115名で、延べ130名と書いてありますけど、225名でやらせていただいています。

1つめくっていただくと、当日の写真の様子が左、右ということで一覧で表示してありますので、またごらんおきください。

右側で、教科書を買っている東京出版と杉江さんとお話ししているところとか、美しくする会の出席メンバーの紹介とか、流域ネットワークの関係者の紹介とかいろいろありますので、またごらんおきください。

それと、回収資料で、この様子が11月21日の京都新聞ですけれども、こういった形で紹介されていまして、こういったこと、11月20日を出発として鴨川基金の募集活動を開始していこうかということでございます。

それで、お手元に今配付した資料ですけれども、今のところ、でき上がったばかりなので軌道に乗るまでは1年かかると思いますし、資金のほうも個人の方と企業のお金を集めてということで、これからでございますけれども、鴨川流域ネットワークのパンフレットを開けていただきますと、基金の使い方のところにも書いてありますけれども、上のほうから個人の賛助会員1,000円、あと団体の賛助会員1万円、一番下で協賛会員の方10万円ということでございますが、協賛会員は個人、法人ありますけど、協賛会員の方はこれからまた京都府も支援しながら回っていくということですが、特に個人会員の皆さん、1,000円なんですけれども、この会員の皆様に、例えば府民会議の議題になったことも、先ほどもインターネットとか小辻先生おっしゃっていましたが、うちの鴨川ネットの会員になっていただいた方に、今、府民会議で議題になったり、議論になったりしていることのご意見を聞いて、また統計をとるとか、そういったことも多くなれば可能ということで、ぜひ皆様のお仲間の人たちも、1,000円のほうなんですけれども、一遍にわっと来るとまたこっちの整理も大変なのかもしれませんが、ぜひお声かけいただきたいということで、お声かけいただく際に2つありまして、1つは、こういった先ほどの個人用とか法人用とか団体用とかいう申込書がありますけれども、これについて、1つはこういう鴨川流域ネットワークのホームページというのがあります。できたらこのホームページのことで、グーグルの宣伝をするわけではないですけれども、グーグルで「鴨川流域ネットワーク」と打っていただくと、2カ月前まではグーグルの16ページだったんですけれども、今のところは1ページ目に出てきます。一応、鴨川流域ネットワークの目的というところをクリックしていただくと、この団体とか個人の申

込書が出てくるページに飛びますので、ぜひ一度グーグル検索をお願いしたいというのが1点。

あともう1つ、こういったお金の話になって恐縮なんですけれども、こういうナイロンの中に京銀と中信の振り込み用紙が入っています。この振り込み用紙を使っていただくと手数料が無料になるということで、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

今後、またこういった形で、鴨川流域ネットワークとしてもやっていく内容を府民会議で報告させてもらったりして進めていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いします。

以上です。

○金田座長

ということでございますけど、何かご質問などございましたら。

この振り込み用紙などは、北野さんのところに言えばたくさんあるわけですか。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

振り込み用紙は、言っていただければ何ほでも、すぐ持参させていただきます。

○金田座長

ということだそうでございます。京都銀行と京都中央信用金庫にお願いしたら、こういう手数料なしで振り込み作業をしてくださるということで、大変ありがたいことでございますので、ぜひそれをお使いいただきたいと思います。それで、これをまた振り込んでくださる方に直接お渡ししていただいてもいいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○宮下

これは年会費ということですよ。ですから、毎年払い込んでいくということになりますので、この申し込みをして、登録をして、その人は毎年払っていくのかとか、そういう辺は何かありますか。

それともう1つは、先ほどお話があったと思うんですけども、募金みたいな形で一時金的にしようとか、そういうのを受け付け、ここに書いてありますけど、それはどういう手順になっているとか、その辺の具体的ものはありますでしょうか。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

ありがとうございます。まず、会費とかがいつ来るかといいますか、11月20日からやっとよちよちで始まったばかりで、これから会費を集めて皆さんに通知する切手代も今

から集めようという程度ことなんですけれども、年に1回といいますか、メールとかで府民会議が終わった後で1回ぐらいと、あと年に1回はご通知申し上げて納付書を送らせていただこうと思うんですけど、入会されたからといって必ずしも、法律的にいいますと、1回申し込んだからといって次に必ず1,000円絶対に払わなければならないとか、入会申込書だけ来てお金の入っていない方もいらっしゃいますし、その辺のところは強制力といいますか、またご案内したときに、もちろん入会していただいたら定期的に振り込みのご案内をさせていただく予定ですので、できたらぜひ続けていただきたいですけれども、それはご本人さんの状況によってということでございますし、あと、募金活動もこれから考えていくということで、例えば募金箱を置くとかも含めて今後やっていきたいと思っておりますので、その際はまたお知らせしますので、よろしく申し上げます。

○金田座長

このような形で1,000円を設定させていただいたのは、多少安易な点もあるんですけれども、できれば会費をお支払いいただいて会員になっていただくことで、関心をより強めていただけたらありがたい。そして、その関心を持っている方が広がって、たくさんの方に関心を持っていただけるようになるとありがたいというような願望で考えてきた、相談してきたというのが実態でございます。

それだけではいろんな活動に対しての活動資金が十分とは言えないわけですが、それはまた別途ご寄附をお願いするような形をとりたいと思っております。

したがいまして、会員というのはお金をいただくということになっていて、それが重要なことではあるんですけれども、より関心を持っていただきたい、より関心の輪が広がるようにしていきたいというのが最大の目標でございます。

それとはまた別途に、実態の活動のための寄附金、ご寄附もお願いしたいという2本立てで考えている次第でございます。

○宮下

二、三の人に聞いたんですけど、関心があって、1,000円を出すのはいいと。だけど、それを毎年毎年、10年も20年も、そういうのはちょっとなという人がいますので、一時的に、そしたら1,000円とか2,000円出して、興味は持つ、しかし毎年毎年というのはどうかなという人もありますので、そういう人でも参加できるような仕組みをお願いしたいなど。

○金田座長

活動としては、別に会員に対してだけという意味ではございませんので、ただいまのご指摘も十分に考えて今後のいろんな計画をつくっていきたいと思っております。

ということで、ちょっと予定の時間を過ぎてしまいましたが、何か、短くお願いしますが、どうぞ。

○杉江

以前から気になっておったんですけれども、数年前から北山と北大路間の中州が結構たまっております。近々予定があるかどうかということが気になっておりましたので、よろしく申し上げます。

○金田座長

どうぞ。

○澤

漁業組合からのお知らせを1つだけさせてもらいたいんですけど、今度、25日の日曜日にイワナの発眼卵といって、卵、普通のイメージはイクラですよ。イクラの中でも発眼というのは目ができている状態、その卵の中にくるくる魚が泳いでいるようなのを源流に放流して、それで魚を増やすというのを、今度、25日の朝8時、漁業組合の事務所集合で発眼卵放流というのをやりますので、もし興味のある方、朝一時だけでも卵に目があるというのを見てみたい、そんなだけでもいいので、もし足を運べる方がおられたら参加してください。

○杉江

場所は。

○澤

場所は、朝8時に漁業組合の事務所集合で。

○金田座長

漁協の場所をもう1回おっしゃってください。

○澤

場所は、住所で言うより、鴨川の上流の柵野のほうなんですけど。柵野を越えたら高橋という橋があるんですけど、その高橋を渡って二、三十メートル行ったところに事務所がありますので、またわからなかったらホームページとか見てもらったらわかると思いますので。済みませんが、お知らせをありがとうございます。

○金田座長

ほかに何かご発言はございませんでしょうか。

そうしましたら、河川の中州の除去工事の予定などがもしあればということで。

○桑場（京都府京都土木事務所河川砂防室）

京都土木事務所河川砂防室の桑場といいます。

先ほどの中州管理につきましては、今度1月22日に、中村様にもお世話になります水の観察会が終わった後ということで、2月の初旬ぐらいから入っていこうということで今準備を進めているというところでございます。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございました。

それでは、本日は予定の時間を15分ほど超えてしまいましたけれども、どうもいろいろとご意見をいただきましてありがとうございました。特にバーベキューをめぐる事例、それから森林の状況に関しての新しい情報をいただきましたので、今後また検討の軸にしていきたいと思えます。

本日はどうも大変ありがとうございました。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

金田先生、どうもありがとうございました。

今年度の府民会議の日程、次回は29年3月24日を予定しております。改めてご連絡いたしますので、よろしく申し上げます。

また、冒頭に申し上げましたけど、回収資料につきましてはそのまま机の上に置いてお帰りください。

それでは、これをもちまして本日の予定は終了いたします。どうもありがとうございました。

〔午後 4時15分 閉会〕